

第一章 生産高と品質の評価

此書乃係... (The text is written vertically in cursive Japanese calligraphy on a textured background. It appears to be a letter or a document related to the quality improvement project mentioned in the caption below. The characters are dense and difficult to read precisely due to the cursive style and the texture of the paper.)

品質改善願書
 (元文三年 長尺)

第一節 生産高の向上

1 最上流の干花製法

紅花の栽培法については各種農書に譲り、ここに、商品化される干花の製造法について概説しておこう。前記長崎村百姓代弥右衛門のいわゆる最上流の製造法（1）によれば、大凡次の通りである。

摘とり候花を桶に入、水を少々入踏付候、尤此ふミ方にも加減有之、それより水を餘慶に入、花の黄氣きじろを能あらい出し、箆ざるに入取上水を切、それより大へき（鹽）又は薙に揚置一、二夜もねせ置、夫より壹寸位にまるめ、是を薙ざるにならべ、其上に薙をかぶせ、上より踏付平くなると、其まゝほし立申候、花の丸め方ハ国々により違ひ御座候、最上は本文之通、米沢は手のうちにまるめ、直に薙へうつし申候、会津は三角に蕎麦形そばがたといたし候

もう少し精しく説明を加えよう。摘み取った生花から先ず雑物を除去し、花卉の根元をよく解いて、俗に「半切」という大鹽に入れ、花がかくれる程度に水を加えてよく踏み、黄氣という雑汁を除く。この汁は荒黄氣と言って自家用花染めに用いる。次に、踏んだ花を箆に移して清水で洗い、黄氣を充分に流す。この作業を花振りと言ひ、荒振り・中振り・揚振りの三段階を経る。黄氣が少ない程鮮かな紅が出るので、花振りは三段階に限らない。但し雨の日に摘んだ花は、雨のために自然にこの黄氣が流れているので、この作業を減じてもよい。この黄氣のことを「紅藍著説」

では「紅花の葉と花瓣に含むあくなり」と説明している。

次に花寝せという作業に移る。三尺に六尺位の広さで深さ五、六寸、底に花莖を敷いた花蒸籠というものにひろげ、適當の水をかけて莖を被い、日陰に置くこと二、三日、その間毎朝若干の湿りを与えるか朝露をかけ、よく腐熟させるとやがて粘り気が生じて来る。いわゆる醗酵させるのであるが、余り寝せ過ぎると花流れという状態になり、黒色に萎じて真紅まべにの出来が著しく悪くなる。この加減が最も大切な手練である。寝せた花を再び半切に入れ、さらに踏むか揉むかすれば全くの餅状になる。「べに一覽」や「紅藍著説」では、黄気を洗い流した後、「其イマダ全ク乾カザル前ニ、径一寸程、厚二分程ニ固ム」と述べているが、最上流ではこの方法は採らない。また仙台方面では框を用いることなく、黄気を濯ぎ流したばかりで餅にしないものを、木の台の上に厚さ三、四寸にほごし並べ、それを重ねて寝かすと説いているが、こういう方法も最上地方には見られない。

乾燥させるには、この餅をちぎって二錢銅貨大にまるめ、花莖に並べて天日に乾かすのであるが、斑のないように乾燥させるには、日当たりのよい広場が必要で、一日三回位ずつ返えず作業を行なう。明和年間に出来た「風流松木枕」という本に、「扱東側に見えたる寺は覚生寺と申て阿弥陀堂也、専称寺と申寺の下屋敷也、此二階座敷は専称寺御院家様の御慰の涼所、此座敷より此紅花干場にて、六月時分は賤男賤女紅花に掛取る有様、亦々能御慰たり」とあるのは、当時山形の町内を流れていた万日河原の紅花乾燥風景である。これを返えずのは殆ど老人・女・子供の賃仕事で、享保頃に書かれた「名物紅乃袖」に「六月ハ三ツ四ツのわらべ共迄錢を取ること、猶大人ハ云ふに不及」と述べている。

出来上った干紅花を俗に花餅と言ひ、その大きさは産地によって異なる。「紅花俗傳」には「最上之紅餅大如錢、西国之紅餅圓形三四寸許」とあり、「重修本草綱目啓蒙」には「ゼニバナト云ハ、扁クツネテ錢ノ形ニシタルヲ云、

集解ニ捏成薄餅ト云是ナリ(中略)、奥州ノ者ハソノ形小ニシテ薄シ、コレハ瓣ヲトリテ少シツツ集メ、席ノ上ニナラベ、其上ニ席ヲ蓋ヒ、オモシヲカケ、錢形ニ造ルモノナリト云、肥後ヨリ出ルハ大サ二寸許、厚サ五分許、圓形ニシテ硬シ、コレハ竹筒中ニ入レ擣カタメ、出シテ切りタルモノナリト云、又筑後ヨリ出ルハ薄クシテ大サ三寸許、是ハ奥州ヨリ出ルモノト其製同ジト云」と、産地におけるそれぞれの相違を上げている。

また、干花の一種に乱花というのがある。これを「蘭花干」と書く場合もあるが、この方法は、生花をそのまま蒔にひろげて天日に乾かすか、或は一旦清水に浸してからよく絞り、それを乾燥したものである。花餅が主として染料製産に用いられるのに対し、乱花は普通薬用に使われる。「本草六部耕種法」では「最上紅花ハ餅トナサズシテ、乱花ニ乾シタルモノ多シ」と書いているが、これは当たらない説で、「本草綱目啓蒙」の重修版には「錢花ニ成サズジテ、瓣ヲ摘採タルマ、ニテ出スモノアリ、コレヲツミナリト云、又ジバナトモ云、唐山ニテコレヲ散花ト云、伊勢・美濃ヨリ出ルハ皆ツミナリ也、葉ニハ多クコノツミナリヲ用ユ」として、最上紅花の散花や乱花には全く触れていない。「紅藍著説」に「花卉雷益ニテ摺リ固メ売ルアリ、是ヲスリ花ト云、惟羽州本庄近傍石ノ脇ノミ此品ヲ作ル」とあるが、これは全く特殊な技法で、他の産地には見えない。

弥右衛門書上では、生花から干上る花餅の分量について「摘とりの花百目ほし揚候而、七匁位より拾匁ぐらいまでに相なり申候」と述べている。もちろんこの分量は、その年の作柄や土地の適否によって大差はあるが、大凡の干上り率は七分から一割位であったと見てよい。

2 年産「最上千駄」

「最上千駄」というのは、村山地方における紅花の年産額を単的に表現した言葉である。この短い表現の中に、生

産者の豊かさと誇りとを感じとることが出来るであろう。最上というのは、言うまでもなく村山地方の古名であり、千駄というのは千紅花の年産概数で、一駄は三二貫目に当たる。

さて、近世における最上紅花の生産は、どのような量的発展を遂げて、千駄という表現に達したのであるか。村山地方は周知の通り複雑な行政区に分散していたので、村山地方全体としての総量を把握することは不可能に近い。寛政十年（一七九八）の史料に「羽州より毎年京都江為差登候紅花、平均走り斗五百駄宛も有之候由」とある。「走り」とは早期出荷のこと、いわゆる早場物のことであろうから、年間に見積ればその倍以上にも達していたものと思われる。また、文化五年（一八〇八）の記録には「村山郡より作り出候紅花、豊凶の差別ハ御座候得共、壹ヶ年凡七百五十拾駄」と見込んでいる。しかしこの二例は、後章に詳述する流通機構改善に関する訴状に述べられたものであるから、或る種の意図を含むものであって、直ちに実数と見る訳には行かないが、ただ極端に操作された数ではあるまい。

次表は、生産高すなわち移出高の推移をやや精しく示したものである。この表のうち元禄期までの分は、山形松平藩が紅花荷役の対象とした駄数であるから、藩内に限る生産量としては大体正確なものとして見てよい。それ以外のものでも、「大町念佛講帳」の如きものは、私意を含まない民間記録であるから、実数に近いと考えられる。それにしても、作柄や一般の情報に基いた記録である限り、統計的に正確なものとは言い難い。

本表によれば、寛文から寛政期までの上昇率は至って緩慢で、凡そ五〇〇駄から七〇〇駄の間を上下していたようである。その中で宝暦五年（一七五五）は一、一〇〇駄、谷地地方だけでも三五〇駄という異常な増高を示しているが、これは大豊作による一時的な現象に過ぎない。「大町念佛講帳」ではこの年のことを「初春は三月中日和能（中略）、紅花草生近年無之出来に御座候（中略）、遅まき程沢山ニ而、駄数も近年無之出申候、当地より千花共に三百四

第一章 生産高と品質の評価

干花の年度別地域別生産額

年次	紀元	村山全域	山形地方	谷地地方	其他の方 地	引用史料
寛文7年	1667		460			雞肋篇下
元禄6年	1693		342			古実録
7	1694		473			//
8	1695		467			//
10	1697		439			//
11	1698		306			//
12	1699		342			//
享保10	1725	400		48		大町念佛講帳
11	1726			120		//
13	1728		300	78		//
15	1730			60		//
16	1731	415	317	65	天童40	阿部家 目早史料
20	1735		550	120		大町念佛講帳
元文2	1737	500		200		//
宝暦5	1755	1,100		350		//
9	1759	500				//
10	1760	560				//
明和2	1765	700				//
//	//	900				念佛講年代鑑
3	1766	1,000				//
7	1770	700				大町念佛講帳
寛政2	1790	620				//
8	1796	1,200				//
12	1800	1,400				//
文化8	1811	600				//
文化9	1812	1,000				//
文政4	1821	500				前小路中組契約帳
幕末期		1,200				農務局史料
?		1,000				鈴木与右衛門史料

注 片馬以上は四捨五入

山形地方は主として山形藩内及山形荷主取扱分

谷地地方は谷地荷主取扱分

(山形故実録, 谷地念佛講帳其他による)

五拾程出申候、尤直段上花五拾兩より三拾五兩迄仕候、凡最上紅花千百駄程酒田着申候由」と記録に留めている。なお「当地」とは、谷地の紅花荷主の活動範囲で、いわゆる河北地方から河東の野田・蟹沢地方に及ぶものであることに注意したい。

しかし、以上の生産表はそのまま受けとる訳には行かない。それは飽くまでも正しい調査の手續きに基づいたものでないからで、平年の生産も事実をもっと多かつたものと思われる。「酒田市史料篇三」に採録されている「増口錢諸用控」は、酒田船問屋の公的な史料を内容としたもので、その中の明和五年（一七六八）の記事によると次の通りで、宝曆五年の生産額と大きな隔たりはない。

（明和五）
子年紅苧下り高

春下り

一、紅花四拾壹駄片馬 青苧貳百七拾五駄片馬

秋下り

一、紅花九百拾駄外ニ小荷 青苧千百駄外ニ小荷

二口メ紅花九百五拾駄 青苧千三百七拾五駄

外小荷

即ち、この年に酒田に着荷した分は、春下りと秋下りを合して九五〇駄になっている。そのうち、春下り四一駄余は前年度生産分であるから、五年度生産分は九一〇駄余となるが、その外に来春廻しになった分と、さらに陸送の若干分を加えれば、全生産量は一千駄前後に達したであろうと推定される。

第一章 生産高と品質の評価

同じ史料によって、もう一つの例を示そう。明和八年十月に、江戸表から酒田船問屋に対して「酒田湊を累年沖出し仕候紅花大概、累年何程宛可有之候哉、最上紅花斗ニ候哉、又ハ御領内ニ而も作り候紅花も沖出在之候哉（云々）」という紹介があった。その理由は不明であるが、その頃、京都における紅花流通機構改革のため、幕府に対する請願問題が起きていたので、判決のための基礎資料の調査であつたろうと思われる。これに対する酒田からの返答書は次の通りで、調査の対象となつた三カ年分共、八五〇駄前後で、前者の場合と同様、陸送分その他を加えれば九〇〇一、〇〇〇駄近い生産量を考えることが出来る。

覚

丑年分沖出 一、最上紅花 八百六拾五駄 壹駄四箇付(一、二、三)

地 同 拾四駄半 値段壹駄ニ付三拾四兩

寅年分沖出 一、最上紅花 八百三拾駄

地 同 拾駄 値段壹駄ニ付三拾壹兩

卯年分沖出 一、最上紅花 八百三拾八駄 五駄 値段壹駄ニ付三拾四兩

右者累年紅花沖出仕候分御尋ニ付、丑・寅・卯三ヶ年、沖出之分如此ニ御座候 以上

卯和心
卯十月

尾 関 又兵衛 印

此節月番ニ付

安永～天明期生産額

年 度	古花	新花	計
安永7年	500駄		500駄
8	43駄	680駄	723
9	85	600	685
天明元年	33	645	678
2	940		940

(酒田市史, 史料篇三
「増口銭方諸色控」による)

こういう増産の傾向は、第五章第三節で詳説するように、京都の紅花問屋仲間株の停止以後の自由売買制のために現われた、一時的な好況によることで、やがて安永期に入ると次第に下降線をたどり、天明二年（一七八二）の九四〇駄という増加年を除けば、大体七〇〇駄近い数量が酒田に下った。この安永から天明にかけての期間は、流通問題もしばらく無風期にあった事情もあり、生産がやゝ緩慢化していたことは前表で明かである。

寛政期以前の生産高が年平均七〇〇駄程度であったことは、大津史料でも明らかである。安永七年（一七七八）から天明二年（一七八二）までの五カ年間に、敦賀から大津に着いた紅花荷は、総計で三、一一〇駄であったから、年平均にすれば六二二駄となる。この量は殆ど最上紅花と推定してよいものであるから、その外に若干の江戸出荷分を加えれば、概ね七〇〇駄位の総生産量と見て大差はない。

それが、寛政期を境として急速に上昇し、いわゆる「最上千駄」の好調時代を迎える。言うまでもなくそれは、上方における需要の増大に伴う商品性の向上、各藩庁の国産奨励、生産技術の進歩、さらに、消費生活の充実と現金収入を図るための農民たちの生産意欲の向上に由るものであろう。

もう少し生産の実態を見てみよう。寛政八年（一七九六）のように「畑方日照ニ付（中略）、紅花宜敷駄数凡千弐百駄位」、同十二年（一八〇〇）のように「順気春分ハ日照ニ付、草生相応ニ、七月迄順氣宜（中略）、紅花当駄数千四百駄余、誠ニ前代寛無之事」と、特に豊作を謳歌している年だけでなく、文化九年（一八一二）のように、紅花成育のためには必ずしも適順でなかった天候であっても、「紅花仕入方、惣照ニて干揚例年より劣り候様ニも相見得候

へとも、相応之仕入方ニ御座候、駄数之儀ハ千駄位出来候風聞ニ御座候」と記録されているように、生産高は千駄以上(3)に安定して来たのである。寒河江市鈴木与右衛門家の史料「出羽国村山郡産物拾三品御役物」から、紅花の部分を摘出して、平均千駄の妥当性を裏付けよう。

一 紅花三拾貳貫包 壹駄 此冥加永七拾八文 但 金壹両ニ付永四貫文割
永壹貫文割ニ而御上納仕候

拾ヶ年平均 千駄之余出来仕候 此代金五万両ヨ 但 壹駄ニ付
金五拾兩替之積り

この史料には年月を欠いているが、代官所の荷役徴集の更改過程から見ると、「金壹両ニ付永四貫文割」という規定は、明和三年（一七六六）から実施され、その後、文化六年（一八〇九）に至って「相場金壹両ニ付調錢六貫四百文」と改正になっているから、鈴木家史料は明和から文化にかけてのもので、生産高から推定するに、恐らくは寛政期前後のものである。文面から推量すると公的な調査報告書らしく、紅花の生産「拾ヶ年平均千駄之余」の見積りをもって、役金徴収の大凡の基礎としていることは注目してよい。「最上紅花千駄」はこの頃から定着するのである。

3 生産高の全国的地位

山形・堀田藩庁で、領内の国産振興および財政確立の基礎資料とするために、享保十六年（一七三一）に紅花商人や目早共に命じ、領内のみならず諸国の紅花生産高の調査を行なった。その結果は別表の通りで、当時の全国各地の総生産高は一、〇二〇駄となっている。实地調査の困難な時代であったから、最大の需要地たる京都方面の入荷状況などを手懸りとして、その概数を把握したものであるが、全国的生産の状況と、その中に占める村山地方の地位を

知る上に、貴重な調査資料である。

本表によれば、村山（最上）は既に全国生産地の筆頭に立ち、それに仙台・福島・西国方面と続いている。村山地方の年産四一五駄は、全国総生産高の凡そ四六%という高率を示しているが、この時代には上総や伊賀方面からも若干量の生産があったから、総額において多少の増加を見越しても、全国最高の地位に変わりはない。

最上紅花のこの地位は、近世から明治にかけて不動のものであった。明治十九年に紅花栽培の復興を計画した山形県が、その販路・需要の現況および将来性について、農商務省に意見を求めた。それに対し、同省の農務局から「応答録」の形で一般に公表されている。その中で、近世末期頃の全国生産高を二、〇〇〇駄、そのうち最上紅花六〇〇駄と、やや低目に発表しているが、それでも最高位であった。次いで県は、明治二二年一月に再度の照会を行なったが、その際、同省では応答の資料として、東京府下の本紅製造問屋組合と京都府下の紅商組合に対し、審さに過去の実情と将来の可能性について諮問した。その際の答申書によると、生産高は前者と相当の開きがあり、全国総生産高を二、〇〇〇駄〜二、四〇〇駄とし、その五〇%前後を最上紅

享保期における
全国生産額

産地	生産概数
全 国	1,020 駄
出羽最上	415
奥州福島	120
〃 三春	30
〃 仙台	250
西国肥後	100
尾 張	10
遠 江	10
相 模	15
其 他	(不明)

(阿部孝吉家
史料による)

近世後期における全国紅花生産高（生産地別）

産地	農務局調査	東京問屋調査	京都紅屋調査
全 国	2,000 駄	2,000 駄	2,400 駄
最 上	600	1,000	1,200
常陸(水戸)	500	400	300
下総(水海道)	—	200	—
武蔵(早場)	300	500	450
紀伊, 大和	—	200	120
仙 台	300	—	350

注 早場—武蔵国忍領, 大宮, 桶川, 鴻之巣, 玉川

調査—20年3月 農商工報号外

22年7月 大日本農會報96号

概数報告のため計数何れも不合

花に当っている。両者からの報告数量を産地別に表示したものが右表であるが、最上紅花の首位は動かなかったのみならず、各地の生産高も概ね妥当なものと思われる。

4 栽培面積の拡大

紅花は近世の初頭から、最上川中流およびその支流沿岸の地味の肥沃な畑地帯に、広く栽培されて来た。ただ、寒河江川上流の白岩山内、月布川沿岸の左沢山内、最上川上流の大谷・五百川方面の山間盆地帯は、恐らくは中期頃から商品として優れた青芋の生産が中心となっており、村山郡内の北部を占める尾花沢盆地帯は、その土性・風土が紅花の適応性に欠けているので、栽培は殆ど望めなかった。

天明八年（一七八八）に、幕府の巡見使に随行して東北地方から北海道まで審さに視察した古川古松軒が、その見聞を「東遊雜記」という紀行文に綴った。彼は上山から山形への途次、長谷堂附近の赤羽毛峠から山形郷中を俯瞰した印象を、「原野大いに開け、およそ十萬石もあらんと覺しき所、畳を敷きたる如き田所なり、この節紅花盛りにて、満地朱をそそぎたる如く、うつくしきこと何にたとえん方なし。かよふの土地は上方・中国・西国にいまだ見当らず、誠に勝れたる風土なり」と、その豊かな光景を、羨望的な筆で讚嘆している。この記事は六月十六日、すなわち太陽曆の七月十九日のものであるから、盆地内の畑地はまさに紅花の最盛期であった。

また、同じ天明七年に寿鶴齋の書いた「東国旅行談」には、「夏の花のさかりにハ、古坂といふ所より檜下といふ所までハ、十一里か間の在々谷々、みな紅花を作て營とする、是を山の内花といふ」と、七ヶ宿峠から上山盆地に至る紅花畑の盛況を叙している。「東遊雜記」といい、この「東国旅行談」といい、他国からの旅人たちの印象的紀行文であるから、若干の誇張もあるうが、普及期に入った天明頃の紅花畑の見事さを描き尽くしている。

紅花の商品価値が高まるに従い、その栽培地は市街地の小園地にまで及んだ。明和四年（一七六七）に武州川越から山形に移封になった秋元藩の、町奉行たる山瀬遊圃の手記「山形雜記」を見ると、「最上紅花之事御家中末々迄田畑を被下置候事故、菜園地丈を除き、他は紅花を作る習し故、無人之方は格別、春作は紅花を作る。元徳用の訳に而、多分紅花畑に成る」とある。貧乏家中の現金収入を得るための妻女たちの経営であった。これより先、明和元年（一七六四）に藩主松平乗佑が三州西尾に転封後、領地は上地されて幕領となり、城廓は破却、家中衆の住宅を取り毀して耕地に転換した。秋元家入部の時の市街地は既にこういう状態であったから、直ちにこの耕地を分轄して、再び住宅地となし、一戸毎に園地を分与した。家中衆はこの園地を自給用の菜園としたが、残余の分には紅花を栽培したので、市街地に美しい紅花畑が出現した。山瀬遊圃の目には珍しい山形風景として映じたことは言うまでもない。

さて、村山盆地における紅花作付反別は、どれだけあったろうか。勿論、時代によって差異があり、また盆地内全体として把握出来る史料もない。そこで先ず、局地的に明らかかな例を上げて考察を進めよう。元禄五年（一六九二）八月の「上ノ山領仁田村委細書上帳」⁽⁶⁾によって、同村（寒河江市）の紅花栽培面積を見ると、次の記事で明らかかなように、本畑で二四%、新田畑では実に三二%に達している。仁田村は最上川畔に大部分の畑地を有し、紅花生産では地方の一中心地であったが、絶えず水害に襲われていたので、元禄期の本新畑紅花作付反別の合計一五町六反余というものは、年によって流動的なものであった。

畑方拾六町八反七畝拾壹歩

本畑

四町歩程 例年紅花作申候

内

拾式町八反七畝拾壹歩程 麦・大豆・大根・其外雜穀作り申候

畑方三拾五町七反九畝六步

新畑

拾壹町六反歩程 例年紅花作り申候

内

式拾四町壹反九畝六歩程 麦・大根・大豆・其外雜穀作り申候

「谷柏村御用留帳」天明六年（一七八八）の条によると、同村（山形市）の畑地は七町七反九畝廿歩と割合に少ないが、そのうち四町一反五畝廿歩程は大麦を主体とし、跡作に荳油・菜・大根・蕎麥・長命草などを栽培し、残りの三町六反四畝歩程を紅花畑に用い、その跡作として大豆を配している。これは村山地方の一般的な畑作付体系であるが、四七%に近い畑地を紅花に当てていることは、驚くべき普及と言えよう。この調査書は「申十月」の「御尋ニ付乍恐奉申上候」もので、前者と同じように公用文書であるから、内容的には正確な数字と見られるが、或はもう少し伸びるのかも知れない。

紅花の需要の上昇と有利な換金性によって、その栽培地域は平野部からさらに山間の畑地帯にまで広がった。紅花の商品価値を知った農民たちは、土質や風土の若干の不適性や、耕作上の多少の不便などを考慮外にして、経済性の高い作物を導入しようとすることは、昔も変らぬ農民心理である。白鷹山麓の畑谷村（山辺町）の例を見よう。ここは、古来良質の青苧産地として知られた山村で、寛永十六年（一六三九）の調査では、青苧畑として登録した面積が三町三反七畝二七歩で、この反別はその後の青苧畑役を賦課する基準となった。しかるに一五〇年後の天明八年（一七八八）に、同村から雜課税の旧例を答申した書上帳を見ると、「然ル年久敷義ニ付、年々青苧枯くさり等出来、當時ニ而ハ壹町壹反七畝歩ならでハ無之」、残り二町二反二七歩は紅花や麦の作付地に転用している。この場合の理由

とする「枯くさり」は表面的な申立てで、実態は青苧よりも収入の多い紅花の栽培に切り替えたのであろう。

小物成御尋ニ付書上帳

畑 谷 村

一 鏝拾貫七百八拾九文 青苧畑役

此反別三町三反七畝廿六歩^(一町)

(中略)

此 訳

老町壹反七畝歩 当時年々青苧仕付申候

貳町貳反廿七歩^(一町) 当時紅花麦作仕付申候

この天明八年を時点とする畑谷村の転作率は、課税対象青苧畑の実に三分の二に当たっており、当時、同村の所有する畑地は一一町八畝一步であったから、仮りに転換畑凡そ二町二反一畝歩を紅花作付に当てたとすれば、全畑地の二〇%となる。この利用率は、平野部の利用率に比較すれば必ずしも多いとは言えまいが、日常の食生活上、大量の雑穀類を必要とする山間部の畑作付計画から見れば、看過することの出来ない面積と言えよう。

最上川の支流・乱川の扇状地帯の上部を占める東根から関山にかけての山内は、酸性度の強いノバク地帯で、近世初期も早い寛永頃から、関山煙草の産地として知られて来た所である。土性から見れば、紅花の栽培地としては決して適応した地帯とは言いが、近世中期以降は、この煙草経営の中に紅花が割り込んで来る。煙草の完全収納は十二月頃になるので、農家の現金の最も枯渇する七月頃に商品化の出来る紅花は、この地方にとって重要な作物となっ

た。

寛政年間と推定される未年の伊藤家文書に、この扇状地上にある山口村（天童市）の主要畑作物の作付率を、「三分通程麦作、三分通程紅花作、四分通程たばこ作」と宮崎代官所に報告している。しかし、この報告書作製の原案としては、「三分五厘程麦作、二分通程紅花作、二分通程たばこ作、二分通程雜穀作、五厘程度屋敷地、壹反壹畝廿七分青芋畑」という計算であった。報告書よりむしろの方が山口村としての一般的作付構造であつたろうと思われ。寛政頃の山口村の本新畑合計は八六町九反八畝余であつたから、この作付比率に配分すれば概ね次のよう、紅花畑は一七町三反七畝程になる。

同じ扇状地帯の中でも、扇頭部附近および野川の沿岸は多少生産機構を異にし、文化五年（一八〇八）の小山田家文書によれば「猪野沢村・沼沢村・関山村・観音寺村・野川村・後沢村・沢渡村・万善寺村・八ヶ村之儀、たばこ重作」で、「紅花少々宛作村」という経営で、その比率は「たばこ六分通、紅花一分通」、残りの三分通りは荏・大小豆・その他の野菜・雜穀など、自給用作物に振り当てられていた。さらに同文書で見ると、煙草一反歩の収量は上物で凡そ一二〇斤、売買相場は一兩に五〇斤ほどであつたから、反当収入は二兩二分ほどになつた。この年の主産地における紅花一畝の相場は四八兩位で、反当にすれば六兩で、約二・五の倍率となる収益があつたが、前記村々の土地柄としては収量も品質も劣るので、安定性の高い煙草に重点が置かれたものであろう。しかし単一作物にのみ頼ることの危険性を考慮すると、その補助的作物として紅花を配したことは、賢明な経営であつたと言えよう。

山口村畑地作付構造
(寛政頃)

項	品目別作付反別	
	作付率	作付反別
畑總反別		86.98
内青芋畑		12
差引反別		86.86
内 麦 畑	0.35	30.40
紅花畑	0.20	17.37
煙草畑	0.20	17.37
雜穀畑	0.20	17.37
屋敷地	0.05	4.34

以上、各特色のある二、三の地点について作付反別の実態に触れたが、次に農家戸別毎の栽培状況を見よう。その一例として別表に示したのが北目村の具体相である。北目村とは現在の山辺町の大字北垣で、近世後期には天童織田藩に属した。同藩が安政二年（一八五五）に紅花専売制を実施するに際し、管下各村から作付の状況報告を求めた史料である。北目村の報告書は、作付畑反別を米の立附反別をもって表示しているが、当時の慣行からすれば、畑の一俵場は普通畑で一反歩に相当していたから、

本表はこの基準で算出したものである。北目村は生産地としては決して勝れた場所ではないが、作付戸数は全戸数四五戸中二二戸で、

与四郎の六反歩、吉重郎の四反歩などを筆頭に、一反歩以上の作付農家が一四戸、平均して一反四畝歩となる。これは僅か一ヶ村の実例であるが、もって他を類推することが出来よう。

その外、戸別の反別は明らかでないが、前記元禄五年の仁田村の場合は、本百姓・水呑・名子を合した家数が九〇軒を数えるから、紅花畑一五町六反歩余を一戸平均にすれば、一反七畝余となり、流石に主産地らしい普及振りを示している。この例は北垣村の例と異なり、総戸数割であるから、実経営者のみの平均は、一反七畝を遙かに越すものと見なければならぬ。

北目村（北垣）個人別作付反別

作付者	立附反別	換算反別
	俵斗升	畝
院次	1.00	10.0
惣次	10	2.5
右工門	1.00	10.0
兵衛	10	2.5
次郎	1.05	11.0
蔵七	1.00	10.0
兵衛	1.00	10.0
右工門	20	5.0
内門	2.00	20.0
右工門	2.00	20.0
平門	15	4.0
右工門	10	2.5
右工門	15	4.0
郎重	4.00	40.0
郎重	2.00	20.0
郎次	1.00	10.0
七次	15	4.0
郎次	15	4.0
郎助	6.00	60.0
助衛	2.00	20.0
兵衛	1.00	10.0
兵衛	3.00	30.0
計	30.35	308.7

注 畑1俵場は約1反歩
1俵を4斗として換算

さて、村山地方全体としての作付反別はどのようになっていたか。これを調査することは史料の制約があつて極めて困難である。そこで、一つの操作を試みて概数を算出してみよう。その手がかりとなるのが、生花の生産量と、それから加工される干花の生産量の関係である。文化三年（一八〇六）の書写本「古代諸用聞書集」⁽¹⁾によると、一反歩につき干花は三貫目〜五貫目、平均して四貫目の収穫があるといひ、明治初年に発行された「べに一覽」や「紅藍著説」では、反当生花三〇貫目、干花はその一〇分の一、すなわち三貫目と記している。前者は村山地方における一般を示し、後者は全国的な傾向を述べたものである。しかし、これらは何れも平年作の場合であつて、「紅花ヲ得ル分量ハ、其年ノ出来方ト土地ニヨリ大差アル」（紅藍著説）ことは言う迄もない。

例えば、幕末の物産書上帳類によつて干花の仕上がり率を見ると、次項に引用した二表（四三・四四頁）で明らかのように、柴橋村（寒河江市）が平均七分止まりであるのに対し、沢畑村（河北町）の場合は平均九分止まりを示している。この両村は共に山寄りの地帯であるから、若し最上川沿いの上畑地帯であるならば、一割の干上がり率を収めることは困難でない。上山藩で享保二年（一七一七）に小物成を更改した際の規定によると、「干花百目ニ生花一メ目」の割をもつて課税計算の基礎としている。

以上の史料から、一反歩の生花生産量を三〇貫目〜四〇貫目、それから干し上がる干花の率を七〇〜一〇%と仮定し、年間の干花生産高を一駄三三貫目、平均一干駄をもつて算出の基準として作付総反別を推計すると、大凡下表のようになる。それを見れば、最広一、五二四町歩から最狭八〇〇町歩の間にあるが、諸種の状況を勘案して推量すれば、近世後期の総作付反別は一、二〇〇町歩前後と見て大差はあるまい。この推定反別は、当時の村山地方における畑地総面積に対して、どの位の比率を占めるのであろう

村山地方における
紅花栽培面積概算

1反歩 生花 貫	干上 り率	1反歩 干花 貫 反	作付反別 町反
30	0.07	2.100	1,523.8
40	〃	2.800	1,142.5
30	0.10	3.000	1,066.7
40	〃	4.000	800.0

か。近世の畑反別を把握することは至難であるが、「村山郡大昔石高調」⁽¹²⁾という近世後期の記録と思われる史料の記載する所では、「田面大略三万五千町歩位（中略）、田面之大略三分通り位と見込ミ、畑面壹万五千町歩ト見込ミ、但すたり地・道共ニ」と概算している。明治八年の旧山形県（現村山地方及最上郡）の畑反別は二〇、四二九町六反余であつたから、⁽¹³⁾先の数字は概ね正しいと見てよろしかろう。とすれば、紅花の栽培率は八%〜一〇%と推定することが可能となる。この率は、雑穀・野菜など日常食料品、青苧・煙草・漆樹などの特用作物の作付地、それに紅花の不生産地や原野などの荒地を含む総畑地に占める利用率としては、相当に高いものと言えよう。

5 生産者の収益性

後章に詳述する明和九年（一七七二）の一件書類に、「羽州之儀ハ雪国ニ付、畑方一作ニ而困窮仕候得とも、紅花斗りに而漸々取繞罷有（中略）紅花一色之助成を以、是迄御年貢無滞御上納仕来、百姓渡世相送り申候」と記しているように、紅花の販売収入は生産農家の重要な渡世資金となり、不可欠の上納源であつた。もちろん、村山郡内の畑作商品作物としては青苧・煙草・漆・蠟など、地域的な資金源はあつたが、郡全体から見れば紅花の収益性には遙かに及ばなかつた。

郡全体の収入を見るには、生花あるいは干花の生産額と相場価格の相乗積を求めればよいが、先ず概数を示した二三の例を上げよう。寛政十年（一七九八）の三井家文書に「羽州より毎年京都江為差上候紅花、平均走り斗五百駄程宛も有之候由、壹駄金五拾兩宛ニ積り、此代金貳万五千兩」、同じく文化九年（一八一二）の史料に「最上・仙台ニ而船積荷高千駄と見込、此金四万兩」とある。また文化五年（一八〇八）の生産地記録によれば、「村山郡より作り出候紅花、豊凶之差別ハ御座候得共、壹ヶ年凡七百五拾駄と見込、壹駄ニ付平均四拾兩替ニ積り立、金高三万兩ニ

第一章 生産高と品質の評価

慶応2年度 柴橋村干花生産額

生産者	生花	干花	生花100	
			対干花	対干花
衛 兵	11.100	888	8.0	7.0
衛 兵	8.450	592	7.0	5.5
衛 兵	14.600	803	5.5	6.0
衛 兵	1.850	111	6.0	5.5
衛 兵	11.200	616	5.5	7.0
衛 兵	11.200	784	7.0	8.5
衛 兵	10.350	880	8.5	7.0
衛 兵	2.000	140	7.0	6.5
衛 兵	9.850	640	6.5	6.5
衛 兵	6.500	423	6.5	7.0
衛 兵	6.800	476	7.0	7.5
衛 兵	8.200	615	7.5	5.5
衛 兵	5.300	292	5.5	6.0
衛 兵	5.200	312	6.0	6.5
衛 兵	1.100	72	6.5	8.0
衛 兵	7.100	568	8.0	5.5
衛 兵	3.100	165	5.5	5.0
衛 兵	4.200	210	5.0	7.5
衛 兵	3.600	270	7.5	6.5
衛 兵	5.100	332	6.5	5.5
衛 兵	6.200	341	5.5	7.5
衛 兵	8.300	623	7.5	5.5
衛 兵	6.200	341	5.5	7.0
衛 兵	3.000	210	7.0	6.0
衛 兵	2.200	143	6.5	7.0
衛 兵	3.000	180	6.0	7.5
衛 兵	7.200	504	7.0	5.5
衛 兵	11,000	605	5.5	7.5
衛 兵	820	65	7.5	6.0
衛 兵	5.100	306	6.0	5.0
衛 兵	3.200	160	5.0	7.0
衛 兵	5.200	364	7.0	6.5
衛 兵	3.300	215	6.5	7.0
衛 兵	2.700	189	7.0	5.5
衛 兵	3.600	198	5.5	6.5
衛 兵	3.500	228	6.5	8.0
衛 兵	3.600	288	8.0	7.5
衛 兵	3.100	233	7.5	5.5
衛 兵	2.100	116	5.5	7.5
衛 兵	4.100	308	7.5	6.5
衛 兵	3.500	228	6.5	7.0
衛 兵	2.300	151	7.0	6.0
衛 兵	3.200	192	6.0	5.0
衛 兵	5.000	250	5.0	7.0
衛 兵	3.000	210	7.0	6.5
衛 兵	3.000	195	6.5	5.5
衛 兵	6.100	336	5.5	7.5
衛 兵	7.100	533	7.5	7.0
衛 兵	5.100	357	7.0	7.0
計(49名)	262.520	18,250	7.0	

(長井政太郎氏採録一生産物取調書上帳)

及候」ことが知られる。
 紅花の相場は極めて不安定で、その変動が激しかったから、年収に大きな隔差があり、一概に決定する訳には行かない。しかし幸いなことに、庶民の年次記録である「大町念佛講帳」や「念佛契約講年代鑑」などに、享保年間から明治初期に至る約一六〇年間の紅花相場が記録されているので、それと対照すれば、前記史料に見える収入は大体当を得たものと言えよう。
 さらに「谷地町志」(天正五年)には、天明元年(一七八一)から慶応二年(一八六六)までの八六年間に亘る、年々平均相場価格を表示しているが、それらの史料に見える所では、一駄価格の最高は慶応二年の九七両、最低は文政七年(一八二四)の二四両で、八六年間の平均価格は四七両余となる。近世後期の年平均生産高を「最上千駄」とすれば、収入平均額は四万七、〇〇〇両で、最高九万七、〇〇〇両から、最低二万四、〇〇〇両の間を上下していたと

いうことになる。

次に、生産農家一戸当たり

の収入を考察してみよう。紅

花生産地帯の農村は、これま

で多くの先覚者たちが論証し

ているように、近世中期以降

は農民層の分解が深刻な所で

あったから、大農地主層に成

長したものは別として、一般

零細農家の生産は案外に少なく、その収入は、六月から七月にかけての端境期における渡世資金にも不足した。前項

に、安政二年（一八五五）の北目村における戸別作付反別を示したが、ここに柴橋代官所管内の柴橋村（寒河江市）

と松橋村（河北町）の戸別生産高を表示しよう。共に慶応二年の史料によるものであるが、主産地とは言い難い地域

であるから、史料的には必ずしも適切ではないことを念頭に置いて本表を見ると、両村を通じて生花の一五貫目余が

最高で、干花にして一貫目を越したものが僅かに二人に過ぎない。慶応二年の干花相場は前記の通りであるから、一

貫目値段は三兩余に当たる。この値段をもって干花生産高と対象すれば、中小農個人別の紅花収入の、如何に零細で

あったかを窺うことが出来る。

これに反し、主産地になるとその様相は全く異なる。北村山地方の野田・蟹沢（東根市）は最上川沿岸の紅花栽培の適地で、質量共に勝れた産地である。弘化四年（一八四七）に西里村要害（河北町）の紅花荷主本木林兵衛が同地

慶応2年度 松橋村干花生産額

生産者	生花	干花	生花	干花
			100 対	100 対
衛郎三郎	5.300	424	8.0	8.0
兵衛五郎	4.800	430	9.0	9.0
次郎	2.300	184	8.0	8.0
徳方直利	4.150	332	8.0	8.0
四重	2.200	176	8.0	8.0
右衛門	8.500	680	8.0	8.0
兵衛次郎	12.500	1.000	8.0	8.0
重右衛門	11.200	896	8.0	8.0
万重	2.300	184	8.0	8.0
右衛門	15.300	1.377	9.0	9.0
兵衛次郎	3.130	282	9.0	9.0
兵衛次郎	2.200	198	9.0	9.0
兵衛次郎	6.800	612	9.0	9.0
兵衛次郎	5.300	477	9.0	9.0
兵衛次郎	2.300	184	8.0	8.0
兵衛次郎	11.200	896	8.0	8.0
兵衛次郎	3.600	288	8.0	8.0
兵衛次郎	1.800	144	8.0	8.0
兵衛次郎	1.300	104	8.0	8.0
兵衛次郎	800	64	8.0	8.0
兵衛次郎	4.500	360	8.0	8.0
兵衛次郎	9.800	784	8.0	8.0
兵衛次郎	1.900	152	8.0	8.0
兵衛次郎	2.400	168	7.0	7.0
兵衛次郎	3.000	217	7.0	7.0
兵衛次郎	1.800	126	7.0	7.0
兵衛次郎	5.300	477	9.0	9.0
兵衛次郎	3.170	285	9.0	9.0
兵衛次郎	800	72	9.0	9.0
兵衛次郎	780	62	8.0	8.0
兵衛次郎	2.100	168	8.0	8.0
兵衛次郎	1.800	140	8.0	8.0
計(32名)	131.560	11.949	9.0	9.0

(著者蔵史料一右同)

第一章 生産高と品質の評価

方から集荷した分だけでも別表の通りで、最高は権三郎の一一兩、次位が長作の九兩二分、次郎助・杵兵衛の二人が七兩台、その外にも相当に高額の所得を収めているものが多い。また、西村山区の高屋（寒江市）なども前者と同様の立地条件で、同年の本木集荷分は、一三名の農家中一〇兩以上が三名、五兩以上が五名、三兩以上が二名となっている。この弘化四年の穀類相場は町米一俵一分六〇〇文、大豆一俵二朱六〇〇文、小豆一俵一分に一〇〇文返えりであったから、これと対比すれば、主産地における紅花収入の、農家経済に占める地位が、如何に高かったかを理解することが出来る。

次に大農経営者の場合の畑作と紅花の関係を上げよう。清水村（天童市）の細矢藤四郎家は、天明二年（一七八二）頃に新田百姓として発足したのであるが、享和三年（一八〇三）には本百姓となり、所持地石高凡そ五石四斗、安政元年（一八五四）には二四石七斗六升に伸びた自作精農家である。同家に文久二年（一八六二）から明治九年まで一五ヶ年間の田畑の収穫量と、商品化された作物の値段とを記録した「百姓働キ物見俵覚帳」という簿冊がある。これは、幕末から明治初期にかけての、畑作商品作物の転換期における、精農家の経営をさぐり得る好個の史料である。

同家では、米・大小豆・大小麦など、自家消費の余剰分は商品化しているが、畑作物の中には、最初から換金を目

蟹沢村干花販売代金（弘化4年）

販売人	代金	販売人	代金
	兩分朱		兩分朱
長九郎	3.2.0	与吉	3.1.0
杵兵衛	7.0.0	次助	3.3.3
藤右衛門	2.2	次郎	7.0.2
庄三郎	1.3.2	茂吉	2.3.0
作助	2.1.2	惣治郎	5.2.0
小京	3.3.0	岩蔵	5.3.2
加兵衛	1.1.0	喜十郎	4.2.0
加右衛門	2.1.0	長作	9.2.0
幸四郎	6.1.2	惣吉	2.0
万助	2.3.0	長松	1.0
権内	2.2	万蔵	2.0
伊八	4.3.0	権三郎	11.0.0
忠右衛門	7.1.0	三郎	1.1.0
万蔵	6.0.0	三要	4.0.1

注 朱以下切り捨て
（著者蔵「本木家紅花仕入帳」による）

的とした作目が多い。紅花・菜種・荏・胡麻・藍・煙草などはそれに属する。これら商品作物の生産高と販売価額を表示すると次のようになる。これによれば、紅花の作付反別は大凡二反歩前後と推定され、販売収入は二〇兩〜三〇兩に達したものと見られる。この記録をさらに検討すると、慶応元年（一八六五）度の雑穀類販売分を加えた総収入

細矢家における紅花及商品畑作物の収入

年次	紅花		花		菜種	荏	胡麻	干藍	煙草
	實収	代金	干花	代金					
文久2年	69,530		ノ	西分米 21.2.0	4畝(3分) 3 (不明)				
3	66,330				5 (1畝3分) 5 (2.0)				
元治元年	63,700	27.0.0			6.5 (不明)	2畝 (2町) 1.5 (2.0)	0.6 (不明)	2,400 (1.2.2) 24,800 (1.2.0)	
慶応元年	77,850		33.0.0		4 (2.0)				
2					3 (不明)	1 (12月5町0)	2.0(1分)に1并6合		
3					3 (不明)	1畝4斗 (不明)	6.3(1畝3町)	22,300(3.0.1余)	
明治元年					4 (12月5.1)	3斗5升(2.0.0)	1畝 (3町)	25,400 (4.3.2)	
2					3 (不明)	4.2斗(3.0)	1 (2.2)	6,400 (4.1.0)	
3					3 (不明)	4.2 (不明)	1 (2.2)	6,400 (4.1.0)	
4					3 (不明)	1斗 (不明)	5斗5升 (不明)	230連 (不明)	
5					3 (不明)	2 (不明)	4 (不明)	70 (不明)	
6					3 (不明)	2 (不明)	2.7 (不明)	124 (不明)	
7					3 (不明)			130(100連5円)	
8									
9									

第一章 生産高と品質の評価

は、概算七八両に及んでおり、その中の紅花の販売高は二七両、総収入に対して実に三五%の高率となる。全体として感じることは、さすがに精農家だけあって、紅花を基幹作物として、さらに多くの商品作物を配したことは、再生産費の拡充のための健全経営であったということである。

- (1) 大蔵永常著「農家業事」
- (2) 三井文庫史料
- (3) 北村山郡史
- (4) 大津市史(下)
- (5) 柴田秀夫家蔵「大町念佛講帳」
- (6) 寒河江市史編纂叢書 第二集
- (7) 東村山郡史
- (8) 明治大学刑事事博物館蔵「山口村文書」
- (9) 同 前
- (10) 武田泰造氏蔵文書
- (11) 楨久右衛門家蔵記録
- (12) 明治大学刑博蔵「柏倉家文書」
- (13) 明治九年県治一覽
- (14) 北村山郡史
- (15) 文部省史料館内
- (16) 北村山郡史

第二節 最上紅花の評価と相場

1 最上紅花の一般的評価

最上盆地（山形盆地）は、地形・気象・風土など、紅花栽培の立地条件としては、全国的に最も勝れた地帯である。そのために、近世初期以来非常な速度で普及したのみならず、品質の点でも頗る良質のものが生産された。御大奥御用の御召物などは、殆ど最上紅花をもっと染色されたことは古来の慣行で、京都の御用商人たちも、最上産の「紅花之儀古来随一之出来」と賞讃したのである。正徳三年（一七一三）に刊行された「和漢三才図会」では、全国各生産地の品質の順を、「羽州最上及山形之産為良、伊勢筑後次之、豫州今治撰津二州産又次之」と述べ、最上紅花をもって最上位に置いている。

後項に詳説するように、享保の末年頃から次第に品質が粗悪になるが、それでも、文政十年刊の「經濟要録」に、その著者佐藤信淵が「紅花を作ることは、羽州村山・最上の二郡頗る其法を得て、極上品を出す。其他諸州に此れを作る者多しと雖も、上品あること鮮し。凡そ紅花を作らんと欲せば、宜く右二州の種子を得て蒔くべし」と述べているが、これが最上紅花に対する一般の常識的评价であった。後年、仙台地方に普及するに及んで、量産においては最上に劣るが、品質の点ではむしろ凌駕する。小野蘭山は弘化四年刊の「重訂本草綱目啓蒙」の中に、「奥州仙台より出るを上品とす、出羽の山形これに次ぐ、同州谷智（谷地）、奥州三春これに次ぐ」と言っているが、まさにその通

りであった。しかし、明治三十年に京都府内務部が編纂した「京都府著名物産調」では、再び最上紅花をもって上位に置き、「武州桶川・羽州最上・陸前仙台・常陸水戸・其他紀州等に産し、且良質なるは最上地方とする」と記しているのである。

以上、諸書に述べている最上紅花に対する評価は、何れも不当なものではない。立地条件から見れば、紅花は確かに適地適作の商品作物として、国産第一のものであったし、栽培技術の面からしても、「最上流作法」と言われる程、独自の勝れたものを持っていた。従って、それらが品質の向上に好影響をもたらさない筈はない。しかしそれは、花生産までの段階に言われることであって、干花加工の過程においても同様の結果が得られたとは、必ずしも言い切れない問題があった。例えば採花の場合にその適期を違えたり、摘花の方法が粗雑であったりして、生花そのものの品質を低下させることが多かった。また、加工段階において、集花量と加工資材・労働力などの不調和から来る拙速生産、あるいは加工業者の営利慾から不正粗悪な干花を濫造するなど、京都の業界方面からしばしば不信を買った。すなわち、原料としての生花の優良性が、そのまま製品としての干花の品質にまで及ばない憾みがあり、一般的評価を正当なものとして受け止めることには多少の問題があろう。この点については後に詳述する。

2 最上紅花の相場の概観

元文五年（一七四〇）十月に、京都町奉行所が最上紅花商人代表に対して、享保十七子年（一七三二）以来の最上郡中紅花荷高と、売付値段の調査報告を求めたことがある。その時の口上書を見ると、荷高については「最上郡中と申候而も、在々所々数多、殊ニ奥州紅花入込候故、数之儀難相知」とその精査の不可能を述べ、概数を「多キ年八百駄位、中分之年七百駄位、少年六百駄位」と報告している。これに対する売付値段については、「元來、紅花之儀

其品多御座候得ハ、多分之高下御座候（中略）、上中下之内ニ又々高下御座候へハ、何ノ年ニ何程と申儀難相知レ奉存候、猶又、相場ものニ御座候へハ、一ヶ月二ヶ月之内直段相違仕、直段之儀難申上候」と陳述した。しかし、奉行所からの再三の要求によって、止むを得ず谷地地方における値段を下表のように書上げている。公の相場調査としては、恐らくはこれが最初のものである。

紅花相場の浮動性は、他の物資の場合と同じように、市場における需給によって定まるが、特にその品質の善悪が決定的なものであった。明和の末年から安永にかけて、紅花世話所設置問題が起きた当時の反対運動史料に、「紅花値段高下之儀は、紅花摘立日数十二三日之間ニ御座候処、其節、一日二日置ニ雨続有之候得は紅多罷成、直段宜敷、若し、其年雨続無之候得は、日照花ニ而紅薄ク、直段下直ニ御座候而、直段高下之儀、其年其節之天氣次第ニ売買仕候」と見える。例えば、明和三年の生産地における生花売買値段の変動は別表の通りで、雨天続

最上紅花値段書上（享保17～元文4）

年 度	荷 印	仕 払 法	値 段	京 都 仕 切 人
享保17(子)	余印1駄	現銀手取	古金31兩	若山屋勘右エ門
〃	〃	〃	〃 29	〃
〃	㊦印	〃	〃 28	〃
享保18(丑)	△印	〃	〃 30	〃
〃	㊦印	〃	〃 28	〃
享保19(寅)	余印	延 売	古銀1、500匁	〃
〃	△印	〃	〃 1、650	〃
〃	㊦印	現金手取	古金36	〃
〃	〃	〃	〃 51	〃
享保20(卯)	余印	〃	〃 18.2分	〃
〃	㊦印	延 売	古銀2、200匁	〃
〃	止印	〃	〃 2、300	〃
元文元(辰)	㊦印	〃	文銀2.470	〃
〃	㊦印	現金手取	古金24.1	近江屋九郎兵衛
元文3(午)	天印	延 売	文銀3.670	松任屋 増之助
元文4(未)	天印	現金手取	文金65	伊勢屋利右エ門
〃	余印	〃	〃 49	松任屋 増之助

注 元文2年度分不明

(頼久右衛門家史料による)

第一章 生産高と品質の評価

きや晴天続きの日のものは安く、雨天の翌日のものは高値であることが知られる。この年の生産の一般的な概評は、

「春順気能、田畑草生宜敷御座候、紅花まきは前年より多御座候、大方は雨花に御座候、生花百目に付四拾五文・五拾文迄、日照花八拾五文より九拾文迄、山かた之儀は百拾文まで仕候」という状況で、生花相場で既に四五文から一一〇文迄の格差があったから、干花もそれに応じた高下の生ずることは当然と言える。

相場の変動は例年の比較においても安定しない。特に享保期の後半や宝暦の初期、明和の後半から安永の前半にかけては、やや長期に亘って安値の傾向が見られた。「大町念仏講帳」などの記録する所によれば、

- 享保十二年 駄数多出来、京着値段利潤無御座候
- 十四年 旱枯にて出来高不足ニ御座候
- 十五年 六月七日より十四日迄、大雨止むことなく降り続く、仍之紅花悉くくさり申候

生花 100 匁相場の変動 (明和3年)

取引日	山形市場		地場(西根、寒河江)	
	相場	備考	相場	備考
6月 8日	50文	売買初		
9	不明			
10	//			
11	65	雨降り		
12	70~90			
13	90~100			
14	85~77		60文	初摘
15	65		朝60屋70	
16			60~65	
17			55	
18			50	
19			50	雨花
20			70	
21			60~55	雨花、水上り
22			45~40	雨花、水上り
23			20	雨花
24			65	雨なし
25			45	朝雨

(西根村渡辺吉兵衛家一「年中行事帳」による)

年々相場調 (元禄12—享和3)

年度	相場(谷地)調	京都調	年度	相場(谷地)調	京都調
元禄12年	両 48~40		宝暦 8年	両 62~70	両 50~75
13	35~36		9	40~45~70	50~67
14	33~34		10	51~52	60~63
宝永元	22		11	34~40	60~47
享保元	60		12	35~45	38
2	36~40		13	22~45	上40~48 中38~34
3	37~40		明和元	22~41	
4	80		2	41~36	
5	不明		3	65~44	
6	不明		4	40~34	
7	新金47~50	乾金50~57	5	30~22	
8	32~40	新金25	6	30~45	
9	21~	25	7	28~35	
10	40	25	8	22~41	
11	26~27	25	安永元	20~38	
12	20~30	25	2	25~40	
13	30~40	25	3	45~50	
14	20~23	25	4	53	
15	15~20	15~18	5	47~48	
16	20~27	15~18	6	97~105	
17	32~33	20~25	7	64~75	
18	21~22	20~25	8	40~47	
19	20	20~25	9	44~52	
20	25~28	20~25~27	天明元	42~43	
元文元	15~26	40	2	35~36	
2	古金24~25	46	3	27~33	
3	文金50~70		4	43~50	
4	64~75		5	不明	
5	35~40		6	35~50	
寛保元	42~30		7	54~55	
2	20~45		8	50~60	
3	48~55		寛政元	55~70	上62~67 中55~60 下40~45
延享元	40~45	文金38~44	2	78~80	上68~75 中58~65 下42~48
2	60~70		3	62~63	
3	34~40		4	45~50	
4	84~90		5	35~40	
寛延元	57~63		6	42~45	
2	44~50		7	58~63	
3	38~45	38~44	8	50~40	
宝暦元	30~38	45	9	43~48	
2	35~40	45	10	45~70	50
3	25~50	54~57	11	45~55	
4	57~65	57~66	12	37~45	
5	50~35	66~62	享和元	33~37	
6	35~45	50	2	24~28	
7	55~83~150	50~100	3	38~43	

漸々干上ケ申候

注 地相場は谷地村々契約帳による一拙著「最上紅花史料」所載
京都相場は「名代云送聴書」その他による一「近世紅花問屋の研究」所載

元文 二年 上方表、其節不景氣之風聞、紅花之事値段之風聞候得共いまだ売付不申候由也

などと、安値の原因を述べているが、これを要するに、豊作による生産過剰、天候不順や虫害による品質の低下、京都業界の不況による需要の減少などが主因をなしている。

したがって、これらと反対の条件において高値を示すことは言うまでもない。その若干の例を、前記史料などから引用すれば、

安永七年 当春順氣宜敷、紅花草生も相應に候処、五月中不勝之天氣に而、以之外かしけ、育兼、悪作ニ相成、五六分之作合ニ相成、夫故値段糶上る

文化八年 九月上旬に至り、江戸より紅花買人多下り、所々ニ而三拾八九兩、上品四拾六七兩位迄買入有之候

文政四年 大石田集出荷高五百駄余、去年迄千駄余出荷致候処、格別出荷不足ニ而、上方衆も仙台相場ハ壹駄百十五兩ニ商仕候様ニ付、出荷候上物ハ八拾兩ニ商ひ、庄内ハ上物五拾五兩、右ニ付花屋共儀利益致候などとあって、相場騰貴の事情が窺われる。

3 京都市場における最上紅花

京都における紅花問屋名目が認められた享保頃の問屋の性格は、遠隔生産地の荷主からの委託販売を行ない、一定の口銭を受取る、いわゆる「荷受問屋」であったが、この制度では往々にして悪質な手段がとられ、生産地荷主に大きな損失を与えた。即ち、荷受問屋の本領たる白地（あからさまの意）売買の法式をとらず、「買人売人引合せ不申、殊ニ直段何程ニ何ヶ月延ニ而、誰方へ売払候と申儀も荷主方へハ為相知不申、問屋共心之儘ニ取捌、商人共江ハ下直ニ勘定仕切渡、紅屋共江者高値ニ売渡」すような、不明朗な処置が多かったのである。このことがやがて、第五章に

詳説する紅花流通機構改革問題を引き起こした重大な原因の一つとなったのである。

明和二年（一七六五）以降は、問屋名目の廃止によって、生産者や在方荷主と京都の紅花屋の相對自由売買になつたので、不正行為が減少し、羅り買いの傾向が生じて、生産者側にはむしろ有利であったが、しかし、時によると紅花屋たちの共同謀計によって、甚だしく買いたたかれる場合があり、相場は絶えず不安定であつた。

次いで、天明三年（一七八三）以来の御広敷御用紅の撰花問題が起るに及んで、撰花仲間に対立する御用達紅染屋仲間・御服飾仲間などの混乱は、前時代とは全く別の意味で、京都における紅花相場を無統制に陥しいれた。勿論、撰花仲間の特権が附与された当時、その条件として、値段は時の相場に従い、不当な吊り上げや非分横暴の行為はしないこと、余分の懸り物などは一切行なわれないこと等を締約したのであるが、業界機構の対立混乱や、生産地直買いの競争は、おのずから相場を崩し、業者自体の経営を苦しめ、休業或は株の譲渡を止むなくされるものの続出を見るに至つた。この無統制な相場を正常化し、公定相場を設定するために、文化八年（一八一）十一月に、京都の奉行所から相場の報告と、その公示を命じられた。即ち、在京の紅花商人仲間や産地直買荷主仲間の規定として、毎年七月と十二月の二回、その月の二十三日・二十四日のうちに、紅花上中下三段階の相場書を奉行所に提出し、なお、仲間惣代年行事から、京都の洛中洛外に公示しなければならぬ制度で、これによって紅花相場の統制を図ろうとしたものである。その時の惣代からの請書は次のようである。

御 請 書

一、私共仲間同商売之者共々諸品売出し直段之儀、向後毎年七月十二月兩度、此外売物等仕候節、夫々上中下売値段書仕、諸色仕入元直段御札御掛御役所江、七月十二月とも廿三日廿四之内無相違指上可申候、尤不時

ニ格別高値等茂御座候ハ、臨時ニ書上候様可仕旨被仰渡奉畏候、依之一同連印御請書奉指上候、 以上

但以来仲ケ間惣代年行事之内兩人並ニ仲ケ間無之候ハ、同商売人之内申合、兩人ツ、印形仕書上候様可仕候事
文化八年未十一月

三条東洞院西へ入ル丁

村山屋 七兵衛

蛸薬師富小路西へ入ル丁

市村屋 弥三郎

幸いにして、京都府立総合資料館に文化八年十二月から天保十一年十二月までの三〇年間に亘る相場書が、「大御奥御用紅花売値段書上帳」として残っている。別掲はそれを隔年毎に表示したものであるが、京都市場における相場
の最も高いのは仙台物で、それに次ぐのが常州水戸物をはじめとする武州・下総など関東物である。それらに比較すると、最上物は大体一〇両前後低廉で、仙台物の中物が最上の上物に相当していたものと見られる。最上地方の紅花商人たちが、近世後期に入ると盛んに仙台物を買ひあさるようになるが、その原因は、仙台産の上質物に着目するようになったからである。

相場公示制度の設定は、市場価格の公正を図り、その混乱を防止する目的のものであったことは言うまでもない。その外に、幕府は物価の抑止政策の面からこの制度を重視し、値段の決定に干渉している。例えば、文政二年七月に幕府が物価の低減を令示した際、京都奉行所は幕府の意を受け「近來米直段下直ニ御座候處、諸品直段者高直ニ付、此已後米直段ニ准シ、可成丈諸品引下ケ可申、尤直段引下ケ候而茂、品物劣り候様ニ而ハ無詮事ニ付、諸事正路ニ売買可仕（云々）」と、紅花相場の引下げをも指令したので、同年九月には生産地毎の価格を一様に一駄につ

產地別年次別紅花公定値段

(單位：兩)

年度	武州下總	常州(水戸)	郡	山	仙	台	最上	庄	内	南部盛岡	紀州	山城大和
文化 9	(7月) (12月)	上	68 62 57	70 62 54	60 55 50	60 53 48	50 43 36	45 40 35				
		中	63 57 50	50 45 40	—	55 48 43	45 37 32	38 35 30				
11	(7) (12)	下	57 46 37	60 52 43	40 38 32	64 52 40	50 42 32	43 38 35				
			54 45 35	57 49 41	43 40 36	62 53 42	50 42 37	43 39 35				
13	(7) (12)		55 45 35	53 43 33	45 38 31	55 45 35	48 40 32	40 35 30				
			50 44 38	48 40 36	—	53 46 39	48 40 32	—				
文政元	(7) (21)		63 54 45	58 49 40	50 47 44	58 52 48	50 43 35	46 42 38				
			60 51 42	55 49 43	—	65 58 50	48 43 33	—	54 49 44			
3	(7) (12)		50 40 30	60 53 46	50 44 38	54 42 30	48 39 30	38 29 20				
			50 43 36	60 52 44	50 45 40	55 45 35	48 41 34	38 33 28				
5	(7) (12)		80 67 54	86 68 52	68 58 48	92 70 48	66 52 38	48 42 36				
			47 62 50	80 63 48	56 56 44	80 62 42	60 49 38	42 38 34				
7	(7) (12)		58 48 38	60 49 38	—	55 41 27	44 34 24	24 22 20				
			53 43 33	55 44 33	—	52 38 24	41 31 21	22 20 18				
9	(7) (12)		76 63 50	80 64 54	70 61 52	85 70 52	78 65 52	52 47 42				
			64 55 46	70 60 50	56 52 48	66 59 52	64 54 44	46 43 40				
11	(7) (12)		83 73 63	80 71 62	66 61 56	85 73 61	70 64 55	60 52 50				
			80 70 60	77 69 58	63 58 51	82 70 58	73 64 58	57 52 47				
天保元	(7) (12)		94 85 76	98 88 78	84 79 74	98 87 76	82 74 64	62 58 54				
			82 73 64	88 78 68	72 67 62	87 77 60	72 64 56	62 58 54				
3	(7) (12)		60 50 40	64 54 44	55 48 41	61 53 45	52 45 38	40 35 30				
			55 45 35	56 48 40	50 43 36	54 47 40	49 39 32	46 31 26				
5	(7) (12)		72 62 52	—	—	76 67 58	68 57 46	54 50 46				
			67 57 47	—	—	71 62 53	62 52 42	49 45 41				

第一章 生産高と品質の評価

き凡そ一兩内外の引下げを実施している。最上紅花の場合を見ると、当時の売値相場は上四九兩、中四一兩、下三二兩二分であったが、改訂値段によるとそれぞれ四八兩・四〇兩・三二兩と公示された。また天保十二年五月にはじまったいわゆる天保の改革に際しても、同様の措置がとられており、谷地大町念仏講帳は「紅花之儀ハ、春打立後れ候間出方不足、高値ニ候処、御蔽止^(タ)上方へ被仰出候間引下」と報じている。この年の最上紅花相場は新花の出初めは七五兩位したが、物価抑制令によって六〇兩まで下落した。しかしこの政策は一時的な効果を示しただけで、「九月より追々引上げ」、秋には九〇兩にまで騰貴している。同年十二月に至ると、幕府は各種問屋株仲間・組合を廃して、一切の商品の自由売買を許可するが、これ以後の紅花相場の変動は一段と激しくなつて来る。

次に、生産地の地払い相場と上方渡し相場の関

7	(7)	90 78 66	88 79 70		92 78 62	78 66 54	68 62 56		68 58 48	68 58 48
	(12)	84 72 60	82 73 64		86 72 58	72 60 48	62 56 50		62 52 42	62 52 42
9	(7)	70 58 46	80 67 54		74 65 56	62 50 38	52 48 44		50 45 40	48 43 38
	(12)	68 56 44	76 64 58		68 60 52	60 48 36	48 44 40		48 42 36	45 40 35
11	(7)	94 81 68	96 84 72		94 81 68	96 84 72	80 75 70		66 57 48	66 57 48
	(12)	98 84 70	98 82 76		100 92 84	78 68 58	64 60 56			

注 (1) 隔年毎に掲げた (2) 産地毎に上中下の相場を掲げた (京都府立総合資料館蔵「最上國文書」による)

文政2年改訂値段

産地	品質	是迄此度	
		売段 兩歩	度 兩
武州総州	上中下	56.0 45	55.0 44.0
		33.2	33.0
常州水戸	上中下	59.0 48.0	58.0 47.0
		38.2	38.0
奥州郡山	上中下	49.0 45.0	48.0 44.0
		41.0	40.0
奥州仙台	上中下	63.0 49.0	62.0 48.0
		36.2	36.0
羽州最上	上中下	49.0 41.0	48.0 40.0
		32.2	32.0
羽州庄内	上中下	43.0 37.2	42.0 37.0
		32.2	32.0

(京都府立総合資料館「紅花売値段書上帳」による)

係、それらの相場と公定相場との相異を示したのが次表である。これを見ると、天保元年の異状な特例を除いては、概ね適切な流通値段になっているものと思われる。天保元年の異例は天候に支配された生産の激減によるもので、その生産状況については、「五月廿日より洪水に相成り、同廿七日より廿八日大洪水ニ相成る。紅花之儀ハ、川面テ（川筋）不残押流シ、岡畑ハ虫付ニ而、最上惣高式百駄斗出来申候」と記録されているように、水害・虫害のために著しく減産し、相場の暴騰を来たしたが、翌二年の記録には「紅花之儀ハ春中より生花宜敷、摘方随分ニ御座候、于花之儀ハ近江より買入当郡着、直段七月より追々引下ケ、当時（十月）上方相場損毛之由ニ御座候」とあり、相場に混乱を生じたが、その他の年度においては三者の取引き値段は妥当な線であった。

以上最上紅花の相場の変動について述べたが、これらの史料で見る限りは、京都市場における最上紅花の商品的地位は、需要数量と生産数量の面では、確かに全国最高を示しているが、品質および相場観点から見ると、むしろ中等品に位置付けられていたのである。既に述べたように、最上紅花は一般的には全国随一の優良品と評価されていたにも拘らず、何故にこのような地位に甘んじなければならなかったか、それには次に述べるような多くの要因があった。

紅花地相場と京都相場の比較

年 度 (7月)	最 上 物			最 上 地 方	
	京 公 定	都 相 場	兩 兩 兩	地 弘 相 場	上 方 渡 相 場
文化 9年	50	43	36	25~35	並35~36 上45~50
10	55	45	33	30~36	引当40
12	48	37	28	32~35	
14	60	49	39	上40~41	上53
文政元	50	43	35	上40	
2	45	38	31	上48	
11	73	64	55	42~58	64~65
12	75	65	55	45~57	
天保元	82	74	64	56~57	85
2	64	51	38	46~62	
3	52	45	38	37~38	35~40
4	62	50	38	25~40	42~55
6	76	65	58	45~68	
10	78	64	50		65
11	72	62	52	50~60	

(最上地方の相場調は谷地契約帳類による)

- (1) 榎久右衛門家蔵史料
- (2) 東村山郡史
- (3) 前出「大町念仏講帳」
- (4) 京都府立総合資料館「最上屋文書」
- (5) 前出「大町念仏講帳」

第三節 品質低下の問題点

1 生花生産の不適正

最上紅花の品質の低下は、その需要の増大と生産の増加に伴って、早くも享保頃から顯著に現われて来て、京都における相場価格は仙台花に劣り、殆ど二〇兩台に留まっている。当時、村山地方でも名声の高かった谷地花でさえ、享保十年代の京都相場は、前表(五二頁)でも明らかのように下落している。地方の中心市場たる山形の紅花荷主たちはこの傾向を憂慮し、享保二十年(一七三五)の六月に会合を開いて協議した結果、その主要原因は「畢竟、花之摘様悪敷罷成候」⁽¹⁾ことにあるとなし、藩の権力にすがってその改善を図ろうとした。その訴願をうけた山形堀田藩庁では、重要な財源となっている国産品であるから、直ちに領内生産者に対して、摘花改善方を布達した。このために享保から元文にかけの生産品はやや不評を免れることが出来た。

しかし、この傾向は全く一時的なものに終わった。生産農民たちは、需要の増加に伴う量産主義に陥り、粗製濫造

の弊が再発するに至った。京都の紅花問屋筋では、重要な取引き生産地たる村山地方の干花が年々粗悪化すること、紅粉屋や紅染屋に与える影響の重大さを慮り、元文三年（一七三八）に問屋一四軒は山形の集荷業者をはじめ、郡内各地の取引関係者に飛脚を差し立て、品質の改善に関する要望書を寄せた。いまその直接の書状は残っていないが、次に述べる史料⁽²⁾によってその内容を窺い知ることが出来る。

当時の山形には、重立った紅花仕入宿として十日町に一六人、七日町に八人、横町に二人、八日町に三人、旅籠町に四人、合計で三三人が活躍し、花の仕入れから干花の加工に当たっていたが、京都からの要望に接すると、各町の検断役一〇人と協議の上、摘花から加工までの生産過程について、詳細な留意点および禁止事項を検討した。そして同年五月にその結果を藩庁に提出し、藩権をもって改善條項の勵行方を生産者とその他の関係業者に指示されるよう請願した。その前文に述べているところが、即ち京都からの申し入れ内容を取り入れた請願目的である。

^(山形) 当所紅花之儀、古来々随一之出来ニ御座候へ而、御召類染来、直段宜御座候処、近年ニ至出来不_レ宜、直段仙台花等ニ劣申候得而、其上駄数も年々減少仕候由、如何様之品ニ而出来不_レ宜、駄数不足仕候哉と問屋中評議御座候所、近年、花之摘様句をまたず、未熟成を摘逸^(ハヤツ)テ無理摘ニ仕候故、花ニ紅薄ク、縦雨花ニ御座候共、相仕立候得而紅薄ク、尤未熟ニ摘候種ニ御座候得而、其悪鋪種を蒔入候間、花之草生不出来仕、輪掛リ無数、咲出前ニ掛リ、或ハ曲リ、虫付候癖出申候得而、摘出不足仕、駄数減少候哉と遠察仕候得而、自今摘様古来之通熟花ニ至候得而摘取、未熟之花摘入不申様ニ申合、其上、御上之御威光を以、相直候様ニ相願可然（云々）

次に列記している改善内容は五項目に亘り、逐一具体的に述べているが、その重要な点を摘出すれば、概ね左のよ

うに要約することが出来よう。

- 一、古来之通熟花斗摘取、未熟成花堅摘取不申、尤ほうし(胞子)等決而摘入不申候様ニ被為仰付被下置、朝露之内四ツ時(午前十時)限ニ摘取候様ニ被為仰付被下置度奉存候
- 二、市場ニおいて花相調候宿共(中略)、当年より買出屋九ツ時(〇時)より八ツ時(午後二時)、或ハ七ツ(午後四時)暮を限ニ買仕廻い、暮過候得而ハ商買不仕様ニ被為仰付被下置度奉存候、然上ハ、御百姓手前ニ而も御制禁相守リ、四ツ(午前十時)時を限ニ摘切り、九ツ(〇時)時々市場へ持出し、商売可仕哉と奉存候
- 三、紅花水花玉ニ致し商売仕り候ニ(中略)、花玉ニきせ(着せ)懸不申候様ニ御町在さんべ共、并他所者之儀ハ当町さんべ宿ニ而、此段堅申聞候様ニ被為仰付被下置度奉存候
- 四、紅花買人共、生花ニ而相調候儀、去ル子之年(享保十七年)御停止ニ被為仰付候、猶以生花ニ而堅相調不申様ニ、被為仰付被下置度奉存候(中略)、生花花屋ニ而沢山ニ相調候而ハ、自然と手当も無数、花之採みなしも薄御座候得而、不出来罷成候、(中略)、若し生花相調候者在之候ハ、十日町・七日町市場より吟味仕候様ニ被為仰付被下置度奉存候
- 五、(上略)、生花ニ而一夜圍い置候得而ハ、花腐り、おろし粕同前ニ成候得而、其上、性能キ花迄供づれニ成リ、花之不出来第一之基ひニ御座候、依之置花決而不仕候様ニ、さんべ共并さんべ宿ハ被為仰付、其上、十日町・七日町市場之者共吟味仕候様ニ、被為仰付被下置度奉存候

以上をさらに要約すれば、生花生産農家は採花の適期を誤らず、作業は午前一〇時を限ること、摘花に際しては夾

雑物を混入しないこと、仕入商人は花の仕向けを粗末にせず、買ひ方は正午から午后四時を限ること、さんべは正路に商売して、着せ玉・置き花をしないこと等となろう。これらは何れも生産地側の常識的なもので、それすら守れなかつた所に、干花の粗悪化と生産量の減小が指摘される原因があつた。しかし生産者やさんべたちの慣習的な不誠意は、簡単に矯正出来ないと思つた仕入宿や町役人たちは、紅花市場の特権を与えられている十日町と七日町に、さらに不正行為に対する監視権・取締権を行使出来るよう併願した。

この請願の根本をなすものは、「当国紅花之儀、根元土地相応之物産」で、その振興はやがては「御町在諸人相賑い、渡世も仕り候」基をなすものであるから、「往昔之通り、仙台・福島之出来ニ勝レ、宜ク相捌ケ申候様ニ仕度」という所にあつた。このことは、言うまでもなく領内の経済と藩の財政に関する重大な問題であるから、藩庁では直ちに受理し、請願書に「右願之趣、大小之百姓并名子・水呑・寺社門前之者迄令被見、前書之通相心得可罷在者也」と後書して、その取締りを指示したのである。

これをうけた町方では、五月廿四日付で「追付紅花売買之時分ニ相成、自他領之者共大勢入込、火之元并ニ盜賊等茂紛入可申候間、兩事別而入念油断仕間敷候、隨而紅花之儀ハ当地産物之第一ニ候所、近年不出来ニ而、駄数も古來之通無之様ニ相聞候、然者自然と困窮之基ひに成行候間、摘採候ニ訳も有之様相聞候ニ付、右之通以書付申御觸候」という前文を付して触れ出した。内容は七項から成っているが、先に提出した請願内容と殆ど同様のものである。

京都からの要望書は、谷地郷二五人の花買仲間にも到着した。京都問屋の言う粗悪の程度は、「其日、紅花下直成日は摘前之花ヲ残置、又高直成日は摘前ニも無之ヲ無理ニ摘切申候故、紅之おろし口殊之外不同ニて、羽二重以上之ものハ染り兼」るものが多いといふもので、不良の原因となるのは、全く摘花期を相場の高下によって定め、いわゆる摘み前という花の適旬を無視していることにあると指摘しているのである。谷地郷の仲間たちは、山形の商人たち

がとつた処置と同様に、所領庁たる新庄の戸沢藩庁に対し、藩権をもって生産者の自覚を促がされるよう請願した。言うまでもなく、藩庁としてはこれに異論の筈はなく、直ちにその旨を生産地に指令したが、それと同時に、二五人の仲間名をもつて、郷内産地の各村名主および百姓たちに、次のような趣旨の徹底方を要望している。⁽⁴⁾

(前略)

元来、谷地辺ハ土地も勝レ不申、其上摘口も別而悪敷候と、兼而京都ニ而も申唱候儀、猶又當年ハ脇ニ御私領者右之通被仰渡、摘口念入候へ者、当近辺例年之通ニテハ京都着為登、くらべものニ罷成候而、脇之花ガ□□リ候而者、殊外谷地花之沙汰悪敷、来年ハ花買旅人当所へ入込不申候へハ、近隣之難儀此事ニ奉存候、此旨御百姓中よくよく御吞込被成、御仲間御吟味ニ而、随分被入御念、熟花斗リ御摘、勿論ほうし白根交リ不申候様ニ被成可被下候

一、先年ハ、花種壹升蒔ニ而貳貫メニも三貫メニも罷成候所ニ、近年其半分ニも及不申候儀者、直段之高下斗リニ者寄り不申筈、草おへも見事、其上、春夏之天氣順和ニても、元来無理摘ミ之生悪敷種ヲ蒔付候故、咲時ニ至リ、或ハかれ又者咲出薄ク、花之よわへ短ク罷成、畑数斗リついやし而も、荷高先年之半分も出来不申候、各々様方之蒔付高、又ハ先年作り付不申村ニにて作り出候へ共、荷物不足成わけハ、如此ニ可有之と察入候、此段能々御工夫可被成候

右之通り上方ハ以書付ヲ委細申来候間、御百姓御仲間能々被仰合、摘口随分被入御念可被下候、先年者當国ニ斗り出来仕候所ニ、近年者肥後・肥前・尾州・濃州・相州・福島・仙台ハ作り出之、右国之者年毎ニ出来宜罷成、当国者年々儼相ニ罷成候而者、肝要之産物位悪敷致候儀、扱みなけかわしき御事ニ奉存候、売手買手も永ク渡世

仕度奉存候故、如斯申候（下略）

以上の二例は、山形藩および新庄藩という私領の場合の対策で、紅花の品質の低下と、それによって起こる販売価格の下落は、国産振興と財政強化の点からすれば、私領としては放置の出来ない重要問題であった。そのために、商人仲間から提出された請願事項は直ちに承認されて、それぞれの厳達となったのである。その際、公料側ではどのような処置に出たものか、史料制約があつて不明であるが、恐らくは私領側同様の布達を出したものと思われる。

しかしながら、後にも述べるように、行政的に複雑な村山郡内としては、生産手段を統一的に規制し、同等に取締まることの困難さがあつて、公私領共に期待する程の効果を上げることは出来なかつた。山形藩などでは、宝曆の末頃まで同様の指令を出すこと数回に及んでいることは、取締りの困難さを物語っている。

2 量産主義の傾向とその弊害

近世における盆地内の畑作経営、その作付体系には、殆んど変化が認められない。寛永十年（一六三三）の「白岩目安」によれば、近世初期の一般的な畑作物としては大根・大豆・麦・油菜・瓜・茄子・稗などを主作し、その外の換金的作物として綿花・麻・漆・蠟などを生産している。明和元年（一七六四）の山形三日町の畑作物を見ると大豆・小豆・麦・粟・大根・菜・蕎麦・荳草・紅花・たばこなどで、前者と殆ど変りがない。江俣村（山形市）羽角家が記録した寛政四年（一七九二）の「畑作物寛」は、当時の畑作物の種類を詳記している。それによると麦・菜種・紅花・大豆・牛蒡・菜・大根・葱・里芋・長ささぎ・胡麻・茄子・南蛮・棉・小豆・蕎麦・たばこ・瓜・西瓜・菊・からとり・大和いもなど、凡そ二十数品目を上げているが、大綱としては同様である。

慶応四年（一八六八）に山口村が差出した「村明細帳」を見ると、「上畑江・紅花・大豆・小豆・麦等蒔付、其外粟

・稗・黍・麦・蕪・大根等、夫食足合ニ相成所重ニ作付」と報告している。ここに言っている所の「夫食足合」ということが、流通の未熟な時代の畑作の作付体系を規制している根本をなすものであったから、主作をなすものが雑穀や野菜に限られたことは当然である。

しかし、これら夫食の足合いになる雑穀や野菜類の生産だけで、日常生活が成り立つものではない。幕藩庁の財政々策、或は農民たちの上納・夫食対策以外にも、貨幣の流通・商品経済の農村滲透は、換金作物の振興を次第に駆り立てた。各農山村が、紅花をはじめとする煙草・青苧など、商品性が高く、それだけに換金収入の強い特用作物の栽培について、「是ハ年々村方小前共之重作ニ而、売代金を以而、御年貢並夫食米買入相続」し、或は生活諸用品掛売りによる資金、借入金返済資金など、殆ど商品作物の販売金をもって充当しなければならない実情であったから、夫食足合い上から掛け替えない作物の作付反別を制限しても、紅花などの増産に当てる必要にせまられた。山村・寛政六年（一七九四）の差出帳に「畑作物、麦・紅花・大豆・小豆・荏之類仕付仕候所、紅花仕付、土地不足御座候」と述べていることは、紅花の作付を重点的に見る畑作経営の状態を現わしているものと言えよう。

紅花生産地帯として有名な仁田村（寒河江市）の報告では、別項でも述べたように、元禄の初期には既に総畑地面積の凡そ三〇%を紅花畑に充当しており、また、その附近の石川村（同前）や蔵増村（天童市）などは、紅花生産の最盛期たる文化頃に、「御支配之内、産物と申ハ紅花一色ニ御座候」と書上げている。こういう主産地における作付面積率は、さらに拡大されているものと見られる。しかし、夫食代用作物や野菜類も必要最少限は確保しなければならなかったから、畑地帯では早くから多毛化経営の傾向が現われて来たことが注目される。前記羽角家の場合は凡そ次表の通りで、六ヶ所に分散されている紅花畑や麦畑の多毛化を図って、耕地利用の拡大化による他作物の生産に努力している。この態度は、前記山家村の一般的傾向と対照的である。

以上略述した紅花栽培面積擴張の傾向は、結論的に言うと、肥培管理を充分に行ない得る小中規模経営によって、良質のものを生産しようとする努力よりも、むしろ量産で勝負しようとする傾向が、生産者の考え方を支配していたということである。その結果は、労働力の問題などもからんで、生花の摘み方や販売までの処理が疎かとなり易く、自家経営による干花加工の場合も、行き届いた作業が不可能になる恐れが充分にあった。さらにまた、この作付地の拡大は、次項に述べる作付換地の必要を阻害する結果、生花の生育に悪影響を及ぼし、干花の品質を一層低下させる原因を招いたものである。

また、無統制の作付拡大は生産過剰の傾向を来たし、取引相場にも影響を及ぼしたことは言うまでもない。京都の紅屋はその使用の目的によって、品質の異なる干花を必要量だけ購入するので、最上紅花の際限の無い生産量が、総て取引きの対象になり得るとは限らない。のみならず、京都における業界の年間使用量は、大凡二千二、三百駄が限度であったと見られるから、過剰生産分は売れ残りになるか、法外の安値で取引させざるを得なかった。生産諸国で屈指の良質品を出す水戸藩などでは、そういう危険を避けるために、寛政頃には早くも生産調整を行ない、品質と価格の向上に留意していることが、同藩の「国用秘録」⁽⁷⁾に見える。

羽角家の作付体系（寛政4年）

主 作 畑	間作跡作	二 毛 作 物 品 目
紅 花	間 作	大 豆 油 菜 小 豆 蕎 麦 た ば こ 芋
"	"	里 菜
"	"	
"	"	
"	跡 作	
麦	"	大 根 長 さ ぎ 胡 麻 大 根 里 芋
"	"	棉 ば こ
"	"	
"	"	
葱 苗	"	里 芋
油 菜 芋	間 作	"
里 ば こ 苗	"	油 菜 苗
	"	葱

(武田喜八郎氏蔵、「羽角家畑作物覚」による)

江戸京江為登候産物仕入惣く、リ之事

(前省略)

一、紅花式千駄京都中ニて在之時は萬染物堅紅諸細工ニ在之由、式千駄之外付入候時は甚下直ニ間や共申合仕切

指出候間、小百姓へ猥ニ為作申間敷候、紅花壹駄ニ付五拾兩位中直段ニて仕切金成ル也、如此ニてハ損無之也

常陸水戸領より紅花式百駄位

出羽国山形より千駄余出ル

奥州薊田郡辺より五百駄ツツ出ル

こういう調整は、主産地として注目すべき経済政策であるが、村山地方では山形藩でも公料代官でも全く放置の形であったように見える。それは、紅花の外に代わるべき勝れた換金作物をもたなかった村山地方の畑地帯に対しては、止むを得ない無策の策とでも言うものであったろうか。それに比して常陸地方は古来、紫根・こんにやく・煙草など有名な換金作物を有し、これらと共に養蚕を奨励しており、「国政秘録」の著者坂場流謙は「大イニ富める事を捨置、瑣細の産業に勞し身を終る事、誠に愚智ともいへるべし」と極論して、重要作物の多様化を喚起しているのである。

3 耕種法の未熟

下総国佐倉・堀田藩の飛地領たる柏倉の代官瀧小右衛門は、殖産振興に幾多の良策を布いたが、寛政六年(一七九四)正月に公布した農民戒飾の「覚」⁽⁸⁾には特に畑作振興の問題に触れ、「惣而植物草木ニかきらす、其土地を見斗ひ、土地相応いたし、御益ニ茂相成り、其所之為ニも相成候品相考可申候」と述べて、適地適作の生産原則を明示してい

る。もちろんここで言う御益作物とは、いわゆる四木三草を指しており、その三草の中に、村山地方の特産紅花が重要な地位を占めていたことは改めて言うまでもない。

しかしこの瀧代官の覚書では、紅花栽培の適地について具体的に言及せず、「是等之趣、農業全書ニ委數相見江候」と、参考書を示しているに過ぎない。「農業全書」は説明するまでもなく、元禄期の著名な農学者宮崎安貞のあらわしたもので、その中に紅花栽培の適地として「うゆる地の事、土性極めてよく、光ありてうるはしきは、作れる花の色もよく、染付よし、黄赤黒の土の尤肥良なるをゑらびて作るべし、高き田の性よきは猶宜し」と述べている。即ちこれを参考にせよという指示である。この説からすれば、村山盆地は殆ど第三紀層で、土壤は沖積土および洪積土から成り立っていて、紅花栽培地として古来その適地とされ、さらに盆地の中央を南から北に最上川が貫流し、東と西から多数の支流が注いでいるために、盆地性の強い気象条件を備え、紅花の生育に一層よい風土的影響を与えて来たのである。ただ、盆地東部の扇状地帯の一部は、表層にノバクと称する酸性度の強い黒色紛末状の土壤が分布している。かかる特殊なノバク地帯では、強度の酸性によって紅花の生育が抑制されるから、例年その状態のままに連作することは、決して望ましいことではない。現在の技術では、耕起前に消石灰を散布して、土壤矯正を行なっているが、以前はこういう配慮が殆どなかったから、長い間にはおのずから花の品質が落ちた。しかし、換金性の高さから見れば、不適地と言えども敢えて作付けを続けなければならなかった。

また、紅花は嫌地性の強い作物であるから、土壤改良の未熟な時代には、この欠点を避けるために、例年作付地の転換を行なう必要があった。しかるに、紅花の需要増大に伴なう作付面積拡大の傾向は、この転換を殆ど不可能にした。先にも触れたが、仁田村の如きは、元禄五年（一六九二）の調査によれば、新田畑約三五町八反歩のうち、実に一町六反歩を紅花畑に当てており、ノバク地帯たる山口村（天童市）でさえ、近世後期には三分の一の畑地が紅花

畑になっていたのである。⁽¹⁰⁾かかる普及の状態では、普通畑作物の作付体系から見て、輪作の換地を求めることは困難であったから、中小農家においては、止むを得ず連作しなければならぬのが普通である。

連作の結果、犯され易い病気は炭そ病である。この病気は花まがり病、またはまくれ病といい、紅花にとって最も恐しいものである。元文・寛延頃の「大町念仏講帳」記録に、「紅花之儀、草生殊之外宜く御座候所、咲前時分ニ相成殊之外つみ出無数」とか「春日和ニ而、紅花仕付心能、草生も能候所、咲前に罷成候而立枯・輪枯、其上つみ出無之」など見えるが、この滅収の原因をなしたのは、全く炭そ病に犯された結果で、勿論、花の品質も極めて不良なものに終わったのである。連作はとかくこういう被害を蒙ることが多かった。

この恐るべき炭そ病は、主として土壤伝染によるが、種子伝染もまた忽せに出来ない。これを防除するためには、別に採種畑を設けるか、または無病健全な花から採種することが大切である。現在では、浸漬用水銀製剤で消毒する方法が行なわれているが、当時はこういう化学的消毒法がなかったから、炭そ病の絶滅を期することは困難であった。

次に、不良未熟な種子の蒔付けという問題がある。元文三年（一七三八）に山形の紅花集荷人たちが藩庁に訴願した品質向上策の一部に、「近年ニ至候得而、花之蒔畑数減少も不仕、⁽¹¹⁾還而追年蒔相増候所ニ、御百姓手前ニ而紅花売高も不足仕、年々駄数も減少仕候へ、如何様之儀と奉存候処、此度從京都申越候趣を以勤弁仕候得者、近年紅花未熟成を摘取、其熟せざる種を以蒔付候ゆへ、草生不出来仕、花ニ輪数すくなく、咲出勢ひよへく御座候ゆへ、摘高不足仕、自ら御百姓之因窮ニ罷成候、且ハ駄数も不足仕、乍恐氣之毒ニ奉存候」と陳述している。即ち、作付面積が増加しているにも拘らず、年々収獲が減少しているのは、未熟な花を摘み採り、それから採種した不熟種を蒔付ける結果であると言っているのである。

もう一つ播種以前の種子の処理の問題がある。最もよい種子は採種後三年目のもので、農家ではこれを「蒔前」と称するが、中々それだけの年数を保存することは出来なかつた。その原因は、他国・他地方の生産地との間に、種子の売買が行なわれて、年によっては播種用に不足を来たし、止むを得ず一年ものの新種を蒔き付けなければならなかつた。一年ものの種子は勢力が強過ぎて、却つて立枯れにかかり、減収の原因となつた。しかしその処理法さえ充分であれば、新種に越したことはない。

長崎村(中山町)の百姓代弥右衛門が役所に提出した「紅花蒔付より摘入迄の事」⁽¹²⁾では「紅花種之儀ハ、寒中より七八十日も水ニひたし置、夫より取あげ日にほし立、春三月土用五七日前より土用にかけて蒔付申候、尤去年の種子にては余勢強すぎ而、却而立がれなどに相なり候に付、多分去々年の種子をまきつけ申候」と言っているが、これが出羽流播種の定法であつたらしい。また、宮崎安貞の「農業全書」では「酒に浸すこと一宿、灰糞や土に合せて蒔くべし」とあり、その外にも「五右衛門種」と言つて、新種の場合には種子を熱湯中に浸すこと凡そ二分ばかり、これを冷却してから木灰をまぶして蒔く等、立枯れを防ぐための秘法もあつた。これらの播種技術の地方色を、明治初期に出来た「紅藍著説」や「諸色教草」では次のようにまとめている。

寒ノ入ヨリ翌春ノ彼岸前七日程迄水中ニ浸シ置キ、後はヲ乾カシテ蒔ク 山形辺此法ナリ

或ハ亦、冬至ヨリ四十五日・五十日水ニ浸シ置キ、日ニ乾シ 仙台辺此法ナリ

亦今年取タル種子ヲ翌年下種セス、一年ヲ隔テ蒔ク法モアリ 仙台ニテ是ヲ三年蒔ト云フ

然レ共、今年取タル種ヲ水ニ浸シ置キ下種スル方、花ヲ附クルコト多シ、猶百ト八十トノ如シ、水ニ浸シ蒔ク法

ヲ勝レリトス 山形

第一章 生産高と品質の評価

今年採りタル種ヲ直チニ冬至ニ蒔テ、雪ノ覆フニ拘ラズ置ク法モアリ、是ヲ年々蒔ト呼ブ、斯クノ如クスレバ、花
 弁ヲ得ルコト多シ、然レ共豊凶アリテ、其収納多キヲ年々期シ難シ 仙台
 蒔付けまでの種子の処理に、これだけの方法があるのに、作付け反別の増加に伴う労働力の不足、或は農民特有の
 研究心の不足は、仙台の如き新興生産地の意欲的な栽培の改善には遙かに及ばなかった。肥裁管理などにおいても、
 前記弥右衛門の報告では「肥しは多分下肥にて、又油かすなど相交、蒔付け候節にいたり肥し致し申候」程度であり、
 追肥や中耕なども「蒔付け候已後、肥し等は致し不申候、さくり（中耕）式度程切不申候得ば、余の薬草にまけ申候」
 と言っているように、管理
 も充分行き届いたものとは
 言い難い。
 下表はこの地方の篤農家
 における作業日誌である。
 面積は不明であるが、半田
 家では基肥として在粘五貫
 目を投入しているが、逸見
 家の場合は明らかでない。
 しかし肥料購入の記事が見
 えるから、若干の金肥は使
 用しているのであろう。そ

伴田家紅花作業経過（明和5年）

旧 曆	新 曆	作 業	備 考
3. 11	4. 27	花畑整地	肥料在粘5メ
// 12	// 28	花畑からみ	昼過家内
// 13	// 29	紅花種蒔	
4. 20	6. 4	花畑草採	
5. 16	// 30	//	
// 17	7. 1	//	
// 18	// 2	//	
6. 12	// 25	花摘始め	

（「谷柏村御用帳」による）

逸見家紅花畑作業雇人（天保11年）

雇 人	月 日	新 曆	作 業
おなつ	3.18	4.20	花畑こしらえ
林助	4. 4	5. 5	種まき
久治	// 16	// 17	谷地より肥つけ
おきの	5. 6~8	6. 5~7	花畑きり
おもし	// 20~21	// 19~20	花畑（きり？）
おきの	// //	// 19~20	//
林助	6.24	7.22	花つみ
おきの	// 29	// 27	花つみ
おもし	7.24~25	8.21~22	花から引き
//	// 26	// 23	花から打ち

（逸見家「人足日料帳」による）

の外は堆肥や下肥に過ぎなかった。除草中耕は両家とも二回、追肥は不明、一見して肥培管理の粗放さが窺われる。このように、耕種法の改善が一向に進まず、旧法になじんでいる以上、増反による増産はあっても、品質の改良等は中々望めなかった。

4 干花加工上の不正

前項で述べた品質改善策は、生花の第一次生産者たる農民への警告と、生産地及び花市場における生花取引業者に対する注意の喚起に重点を置き、第二次の生産者たる干花加工業者に対しては、一言も触れていない。これは全く片手落ちの方策といふべきで、京都における最上紅花の悪評は、かかって生花の生産段階における不正にあるという印象を強くうける。もちろん、干花加工業者から生花生産者に対する要望であったから、干花加工上に問題があったとしても、それは業者自体の反省と自粛、或は業者間の協定と統制によって改善されるものとして、敢て触れなかったものかとも思われる。しかし、事實はこれに反し、粗悪品製造に関する強い自粛や、品質向上についての協定など行なわれた例は殆どなく、次に述べるような加工上の問題は、後年に至るまで遂に改善が出来ず、しばしば京都の業者仲間から警告を受けている。

例えば、花餅に米粉を混入して量目をふやす不正行為がある。享保以前の花餅は最上地方も一般に大振りであったから、干花加工の場合、その形が崩れないようにするため、粘着剤として若干の米粉を加えることが必要であったが、その後、いわゆる「チョッポリ型」に変わってからは、その要はなくなったのである。それにも拘らず、加工業者の中には、量目を誤魔化す目的をもって、多量にそれを使用する者が絶えなかった。特に中期以降になって、生花の大量生産農家が、自ら干花加工業にも参加するようになる、かれらは技術が拙劣であるばかりでなく、密かに過

分の米粉を使用する場合が多かったから、農村地帯から集荷される干花の中には、特に不良品が出廻った。こういう実態について「名物紅乃袖」が次のように述べていることから見れば、享保頃から次第に多くなって来る在方の手前干しに際して、特に花粉混入の悪習が目立って来たのであろう。

近年、手前干に紅花をいたし、是を山家中買し、売買御座候、能花ハ不足ニ而、中々下沢山に候、水花下直ニてうりかね、畑より沢山出、仕廻遅ク罷成、売かね、手干に仕候、町ニてハ粉なしにも致候得共、在辺ニてハ必米の粉を沢山ニ入申事に候、仮能花逆も籠相ニ見候てハ、難調物に御座候、上方衆へ干花御目にかけて申節ハ、大勢中買山家共持参仕、兎や角取持候様ニいたし、うり附申事ニて、粉五匁三匁如何程入ル不入之儀考候得共、其程難斗奉存候訳ハ、干花袋入見申ニ、花不足ニ而、目合ニ斗掛リ申候へハ、粉入申儀多候様ニ被存候、御遣口之儀ハ不存候得共、見分、紅花不足ニ出可申かと考申候

米粉混入のことは、著者の後藤小平治が指摘するように、公然の事実であつて、買入側にも注意を呼びかけているのであるが、藩庁や町方の役人がこの問題を取り上げて、業者に警告を發したのは漸く明和五年（一七六八）以来のことである。それまでは、十日町や七日町の市場権を握り、花買人でもあり干花加工業者でもあつた仕入宿の者たちは、生花生産者やサンベたちの行為に対しては厳しかったが、自分自身の不正に対する自戒自肅の念に乏しく、干花そのものゝ品質改善には目を被うていたことに因る。

明和四年に山形が所領替えになり、こ、数年公料であつた所に、武蔵・河越から秋元氏が入部して再び藩領となるに及んで、早くも紅花の経済性に着目、翌五年五月に紅花の摘方と干花加工に関する注意を申し渡した。¹⁸⁾

町在共紅花作り義、山形近辺別而多作り候由、然ル所ニ近年紅花摘候時節ははやめニ摘候義など、又ハ不宜手入致、紅花貫目ふへ候様ニ致候由風聞有之候、依之自紅華直段も下直ニ相成候趣相聞候、紅花之義ハ当国畑作第一之作ニ而、百姓格別(マツ)之助成相成事故、左様之手入等致聞敷候、右躰之義相募候而者、所之衰微ニも相成事故、以來者右躰之義無之、古來之通正路取扱、通用宜様ニ可仕候、此旨末々之百姓共送具可申渡候 以上

五月廿四日

山田 勘左衛門
遠藤 加右衛門
戸部 市十郎
町年寄 三人名

この通達をうけた月番町年寄は、五月廿八日付をもってこの旨を領内各関係者に移牒(タ)した。それを見ると、摘方については別に触れず、「近年者紅花へ別而手入いたし、花粉等いたし商売候族も有之、隠ニはな粉有と書付掛置、商売躰ニ致義有之候間、当年より花粉商売決而相止可申候、干花致候者共も正路ニ干揚可申候(中略)、近年仙台花は直段劣候儀者、畢竟手入致候義故と被存候(中略)」と、一つには花粉の使用禁止と、一つには花粉商売の停止を命じたのである。

このように、不正手段によって利潤を負ることが、百姓根性或は商人利口と評される所以で、これを矯正するためには、業者の自覚を高めるか、行政的に検査制度のようなものを設ける以外に方法は無い。仙台地方の紅花生産は、宝永頃(一七〇四)から相当額に達し、宝暦以後(一七五一)になるといよいよ増産されただけに、品質においても最上紅花を遙かに凌いだのである。その原因をなしたのは、生産者の気質にもよろうが、当時、仙台藩で

は既に「国産方仕法」なるものを制定して、領内主要特産物の売買に強い統制と監視を行なっていたことによるものと見られる。

寛政十年（一七九八）に刊行された、仙台領内の「封内土産考」によると、「封内紅花を出す事、その先多からず、四五十年來よりこの産業倍せり、刈田・柴田・登米・佐沼・西磐井、是等の地抽んで多し、右載する所、最上の産を以て上品とせり、今然らず、当国の産を好とす、最上にて製する者、米の粉を交ゆ、是れ秤り目方を倍して、佃を貧らゐなり、当国の製、外に比するものなし、故に京師・江府に送り、其の価、最上の産に減ぜずとなり」と述べて、最上紅花の不正を批判しているが、村山地方は行政的に統制措置が不可能であった所に、不正行為の横行し易い原因がひそんでいた。それは、紅花生産地たる最上地方、即ち村山地方の公私領が甚だしく分散的、移動的で、一藩が単独に統制措置を構じてみても、その効果が稀薄であったのである。これに反し、仙台地方は殆ど一藩一藩を形成しており、したがって「国産方仕法」なども徹底し、良質紅花の生産も出来たのである。

最上紅花の品質不良は、最後まで需要者側の不評を買った。生産が殆ど減退した明治十年代の状況に対して、政府の農務局では「（上略）此間、我紅花は殆ど市場に根跡を現はさず、僅に出づるものは、只管収利の多からんことを欲し、残花帯のみならず、枝葉までを混じ、其甚しきに至りては米粉、粉糠を投じ、斤量を重からしめ、以て買者を瞞着せんとするより、益々価格の低落を招き、一度この奸手に係れば、再これを買取るものなきにも拘はず、愈々濫造を事とするを以て、僅に式三駄を持ち來るも容易に売捌くことを得ず、荷主は旅寓に数日を空過し、幾分を投売して帰郷し、残花は旅店の物置に放任し、棄てて顧みるものなく、貴重商貨にして此の如くなるものは、畢竟粗製の然らしむ所にして、自ら招きたるものなり、二、三年來圃作物の収利少なき所より、紅花の栽培を試み、出荷するもの偶々あるも、濫造の弊前日に異ならず」と酷評を加えている。紅花生産の減少は時流で止むを得ないが、ここに

至ってもなお悪評を免れなかったのは、やはり「自ら招きたるもの」と言わざるを得ない。

花生生産人や干花加工人の不正手段は、やがてその信用を失墜し、産業の衰微と農村経済の低下を招く結果となるので、江戸時代の有名な行政家・谷本教（一六八九—七五二）は、その著「県令須知」の中に、上総国の干花加工業者の不良製品が上方商人の信用をおとし、販路を失なって大損害をうけたことを例示し、「農の心へにも成へき事なり」と論じているが、これは最上紅花にとっても全く他所事ではない。

紅花を先年は上総にて作り替るに、能出来て上方へ売けるに、もとよりメ目にて売買しけり、一年紅花を入し桶の下へ砂を入れて売けるを、上方のもの知ずして買ければ、残らず腐りて用にたたず、大分の損せしを上方の腹にすへかねて、又来年は大分買調ふべきと申越しけるゆへ、ただ集めて又例のごとく砂を入置きけるに、去年の紅花皆捨りし事をいひて買ざれば、多くの支度空くなりて、作人も手も損しけり、夫よりして、上総にて紅花を作る事をやめたりといへり、農の心へにも成へき事なり。

以上のことは、必ずしも紅花についてのみ言えることではない。その他のものでも、直買いに不便な遠隔地取引の場合や、生産道義の低いものを相手とする場合に起り易い問題であったことは言うまでもない。

5 出荷業者の量目の不正

干花一駄の量目は、時代によって多少の差があり、古くは三〇貫目をもって一駄としたこともあるが、通例は三二

貫目を基準としている。先ず、五〇〇匁をもって一袋とし、一六袋をもって八貫匁造りの梱となし、さらに四梱を梱包して一駄とするのである。この場合、風袋と称する袋目は二〇匁限りをもって定法としていた。

しかるに、最上紅花の需要が上昇するにつれて、暴利を貪る悪辣荷主の中には、この袋目を重くして、入目が正味五〇〇匁を欠く不正の傾向が現われ出したのである。この悪習は寛政頃から次第に一般化し、京都の取引先から甚だしく信用を失うようになったのである。この被害を直接的に蒙る紅屋仲間は、寛政十二年（一八〇〇）の正月二十四日、京都の紅花取扱荷主衆に対し、生産地からの出荷に嚴重な規制取締りを行なうよう要望している。特に御用紅屋という地位にあるものたちはこの問題を重視し、同年二月十五日には次のような口演書を送り、それを生産地荷主にも通達方を要望すると共に、今後欠目の荷物を発見した場合には、契約値段の中から相当の値引きを行なう旨を申し入れるに至った。

口 演

一 紅花目入之儀、前々正味五百目之定ニ候而御取引致来候处、五百目有之候者近年少ク、甚だ不同ニ而迷惑仕候、且袋紙も追々重ク相成困入申候、依之当新花ノ定之通五百目宛無相違有之候様被成、袋目も式拾目迄ニ相成候様、国方江御通達可被下候、万一目欠有之候ハ、直段之内ニ而欠引いたし可申候間、此儀御承知被成置可被下候 以上

御用紅屋行事

寛政十二年

吉野屋六郎兵衛 印

申 二月

紅花御荷主

御 衆 中

そこで、当時京都の荷問屋行事に当たっていた藤屋忠兵衛・最上屋喜八・市村屋弥三郎らは、御用紅屋行事吉野屋六郎兵衛の口演内容を熟議検討の結果、寛政十二年の新花から「国方荷造之節、五百目ツ、掛廻シ致為差登候得共、遠路海陸登り候儀、道中ニ而目減等出来候事者無扱候間、欠引等致候儀者難相成候、併花干揚之善悪ニ而、当地江着之上、格別目輕之品茂有之候ハ、其花ニ対シ、直段ニ込メ売買可致」ことを決議し、四月十四日附でその旨を羽州最上および奥州仙台の荷主衆中に通報した。しかし、産地の反撥による入荷減少を警戒して、その申し入れはやや軟弱で、「新花より袋詰之節被入御念、目方等御改メ可被下」という程度のものに過ぎなかった。

案の如く、この警告は強気の生産地には効果が薄く、掛目不足はいよいよ募る傾向にあった。悪辣な生産者に至っては、専用の紙袋を漉く場合に砂などを混じて、規定の風袋二〇匁を三〇匁余にも作り、その超過分だけ正味で減量するという不正を行っていた。京都の業者はその後もしばしば口上書をもってこの悪習に抗議したが、中々矯正出来なかったので、某寅年の正月に至って、産地の各荷主に対し、次のような口上書を送り、規定の遵守方を厳達している。

口 上

一 紅花目入之儀欠立候ニ付、是迄度ニ御掛合申上候へ共、兎角輕目多、紅屋衆中ハ欠引之儀被申出、既ニ去夏

も書付を以申上候處、一向無其申斐、別而昨秋ハ存外之輕目ニ付、此度者紅屋衆中ハ欠引之儀嚴鋪被申出候、尤も、袋目も式拾目と申上候得とも、三拾目余之袋相見江、弥以欠立困り入候、已来、袋目ニ不拘正味五百目取引ニ可致様、紅屋方一統ハ申来候間、此段左様御承知可被下候、右之儀、先年ハ数度申上候へと茂、目入相直候儀無之、却而年々輕目多分ニ相成候、依而、当寅年新花ハ正味五百目取引ニ相定メ、輕目之分ハ欠引仕候間、目方誠情御吟味御改爲御登可被成下候、此段御在京御荷主方へも申上置候得者宜鋪御聞達可被下候 以上

寅正月

京都

紅花屋中

御荷主中様

指摘しているように、袋目超過分を一〇匁とすれば、一駄において正味六四〇匁の量目が不足することになるので、取引きに際してその分だけ割引き精算されることは当然のことである。一部生産者側の心無しの悪徳行為が、最上紅花全体の信用に及ぼす影響が大きかったのみならず、相互の感情問題もからんで、京都の紅屋たちに「近來、紅花之取引甚六ヶ敷(云々)」と嘆かせるのである。こういう悪弊の発生を容易にする原因は、遠隔地取引ということにあり、これまで数度に亘る勧告・警告も単なる口演書の發送に止まり、充分に効果を上げることが出来なかった。そこで、天保六年(一八三五)の暮に、当時在京中の生産地荷主や支配人の集合を求め、直接この弊害の除去について相談の上、一つの議定を締結し、翌七年の四月にこの定法をもって取引きすることを発表したのである。⁽¹⁹⁾

口上書

(前文省略)

一、(省略)

一、近来袋詰目欠多有之、取引六ヶ鋪、仲ヶ間一統申合、目欠之向者取引致間鋪相定、自然不足之分者一統評義之上残し置、急度及引合可申事

一、近来、袋紙ニ土砂を入、又者手厚ニ拵、不実意之致方、右様之袋者御求被成間敷、尤前々式拾目ニ限候得共相改式拾式匆限、其餘重目有之候ハ、取引遠慮致、一統評議ニ相懸可申事

右之通定法相立取引仕候 以上

申 四月

京都

紅花屋 中

この議定において、従来の袋目二〇匆に対し二匆までの過超を認めたこと、袋の不正製造を具体的に指摘したと、違反荷については従来の値引法を廃して取引を一旦中止し、紅屋一統の評議にかけてその処置を決定すること等を述べていることが特色である。この嚴重な相互協定が、どの程度の効果を収めたか不明であるが、恐らく根絶する迄には至らなかつたものと思われる。

紅花荷の目欠け問題は、袋目の不正に限ることではなかつた。関東から仙南地方にかけてのいわゆる東国筋の船廻し紅花荷には、抜取目欠というものが夥しかった。これは以外な事実で、船中において行なわれる抜取りであつたら、監視は中々不可能であつた。こういう犯罪は取調べも困難であつたから、京都の紅花屋仲間、大阪に着船の節「嚴重ニ相改、疑敷荷物等於有之者切解相改可被申、当着之上其許不吟味抜袋等有之候ハ、無用捨弁金請取之可申候、依之、船掛り江も得と其旨御懸合可被成」旨を、文政八年(一八二五)八月に大阪の荷揚間屋に申し入れてい

る。このように、目欠という不正行為は、遠隔地流通では中々阻止出来ない問題点であった。

6 新興生産地の品質向上

最上紅花の品質は、京都の紅花屋たちが強く指摘するように、確かに粗悪になって来たが、もう一つ視点を變えて言われることは、他の生産地の紅花が質量共に著しく伸びて来たために、相対的に見て、最上紅花の評価が落ちたということである。

例えば仙台藩では、享保以後になると商品作物の生産が増加して来るが、それに伴って、それぞれの商品を一手に売買するいわゆる「一手問屋」なるものが発生し、やがてそれが藩の専売仕法に組み入れられて、天明二年（一七八二）には「国産方会所」の設立となった。しかしこの制度は永続せず、十年足らずで廃止となり、間もなく問屋請負制に變更されるが、何れにしても、紅花その他の増産と他領出荷には積極的であったから、一面には農民に統制的弊害を与えたとしても、一般的には良質の紅花が生産されるようになった。

しかし、紅花を熟畑に増殖することに対しては、政策的には必ずしも積極的ではなかったようである。この点、南仙台地方では或る程度黙認されていたようであるが、それでも地方の支配者や豪農地主たちは、熟畑利用による無制限な増産に対しては警戒の態度であった。大河原の紅花商人・高橋屋忠次郎が、安政六年（一八五九）九月に御国産紅花問屋の許可願として提出した文書に、「第一御国産沢山ニ無之候而者、御国益ニも罷成不申候所、去レハ迎、大麥・大豆等之食料之品を相控、作方仕候而者不相成」と、特用作物の増殖による一般畑作物の減収を恐れているが、こういう考え方は、支配者の一致している意見であったらしい。この作付制限が却って豊産よりも品質の向上に重点を置いた経営方針を強めた原因ともなった。

高橋屋忠次郎は、本畑における作付制限を考える反面、国益として優良紅花の増産計画を提起していることは注目される。それは、紅花栽培地として新たに開畑事業を推進奨励することであった。この構想は、一般畑作物の減収を考慮することなく、しかも国益の増収を図るという勝れた方策であった。高橋屋のこの案をもう少し具体的に見てみよう。

前記文書に述べている所によれば「荒所起返、亦ハ川筋通居揚川原、野山空地之場所、新地開発之儀主一ニ仕、御那村切御村役付方江茂打合、專指配仕居候儀」とあるように、村役人の許可を得て、自ら荒蕪地の開発事業を支配している。しかも新地における作付実績からみると、「起返開発之地より出産之分者、何少年も上品ニ出来仕、直段も宜敷きより、作り人弥々出精制道仕候」ほど、良好な成績を収めているというのである。この開墾地は村々の零細農たる紅花作人たちの手によって整備されたが、やがて強力な資本力を持つ高橋屋の所有に帰する。同地方の開墾事業は高橋屋が実施以前から徐々に行なわれており、殆ど紅花の栽培地として使用していた。そこから生産されたものは、南仙物として勝れた品質をもっていたが、それは、起返り地の肥沃な土壌が成育を助け、兼ねて嫌地性の強い紅花によい結果をもたらしたものと思われる。

次に武州・下総・常州水戸方面から生産される紅花も、最上物に比べれば上質物であった。安政二年（一八五五）正月の文書に、武州桶川宿附近の生産状況について「当最寄村々者薄地にて、諸作実法悪敷、畑地も紅花に相応之場所有之、其地味ニ寄銘々紅花を蒔付、年々五月中旬農繁之時節咲始候ニ付、老人子供等之手業ニ摘取、商物ニ仕上ケ候儀ニ而、纔之薄地ハ相応之紅花代料取揚、御年貢上納足合相成候程之産物」と言っているように、一般的には地味の薄い地方ではあったが、畑地は概して紅花の栽培に適していた。

この附近は、紅花生産地帯としては新興地で、明和・寛政頃から急速に発展して来たのである。安政二年二月に江

戸小間物問屋丸合組から町奉行所に提出した「紅花荷物商法取調申立候書付」によれば、「御当地近郷近国者、寛政
度之頃、私共仲間之内通式丁目庄次郎地借柳屋五郎三郎召仕太助・半兵衛と申者、羽州最上辺之紅花種を仕入、武州
桶川宿近村二面、上村百姓七五郎と申者江相渡蒔附候處、其頃者作方手馴不申、少分之荷高ニ御座候處、桶川宿・上
尾宿・大宮宿、浦和宿最寄在、江蒔付、逐々作増（云々）」と見え、また同じ年の八月の文書にも「月番惣代之もの
江も相尋候處、七拾年程以前より作付候儀之由、古老之申傳ニ候旨申之、全天明・寛政年間より之儀と相聞」、前者
の内容と「申口符号仕候」と述べている。これによれば、武蔵附近の紅花栽培は、天明・寛政頃（一七八一—一八〇
〇）に最上紅花の種を移入したものであることが知られる。

柳屋五郎三郎は、江戸丸合組の有力な紅白粉取扱い商人で、江戸という都市消費市場の附近に、新たに紅花の生産
地を開発しようとしたもので、当時の流通機構から言えば、独占企業としての紅花問屋制度も、江戸打越荷物取締制
度も廃止されており、全くの自由取引時代であった。そのために、生産が増大するにつれて、京都の紅屋たちが罷り
下って盛んに仕入れ活動を行なったが、中でも若山屋喜右衛門の手代忠助、或は吉文字屋彦市などは、江戸の業者と
示談の上、寛政・文化期から大量に集荷している。関東の新興生産地帯は、奥州や羽州の立地条件と異なり、輸送に
は甚だ便利であったから、上方紅花商人の進出も多く、上品物の生産指導も随時適切に行なわれていたのである。特
に武州桶川近傍から生産されるものは、時期的に他地方より早かったので、京都からはいわゆる「早場物」として欲
迎されていた。

以上概観したように、新興生産地物が何れも品質が向上しているにも拘らず、長い伝統をもつ最上物の品質は概し
て停滞的であったために、相対的に見て、需要者側の最上物に対する一般的評価が低下したことは言うまでもない。
しかもなお、上來述べ来たったように、粗悪化の傾向に陥りつつあった最上物が、品質の点で新興生産地物に抑えら

れたことは当然であった。

- (1) 平清水家文書
- (2) 同 前
- (3) 山形市史史料編二「事林日記」
- (4) 著者蔵史料
- (5) 西村山郡史
- (6) 武田喜八郎氏蔵史料
- (7) 水戸彰考館文庫蔵
- (8) 東村山郡史
- (9) 寒河江市史編纂資料叢書第二集
- (10) 明大刑博蔵。「山口村史料」
- (11) 平清水家蔵文書
- (12) 大蔵永常著「農家業事」
- (13) 〃(14) 山形市史史料編二。「事林日記」
- (15) 農務局録事 第九六号 明治三二―七発行
- (16) 著者蔵史料
- (17) 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」
- (18) 明大刑博蔵「柏倉家文書」
- (19) 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」
- (20) 高忠古文書叢書第一号「奥州大川原紅花の巻」
- (21) 〃(22) 大日本近世史料「諸問屋再興調四」